令和 8 年度第 1 回浜松市環境審議会　次第

日時：令和 8 年 8 月 26 日（木） 9:30～11:30

会場：浜松市役所鴨江分庁舎　2 階会議室

１　開会

２　挨拶

３　議事

（報告案件）

（1）委員の改選について

（2）第 3 次浜松市環境基本計画の令和 7 年度進捗報告について

（3）生物多様性はままつ戦略 2024 の令和 7 年度進捗報告について

（4）浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和 7 年度進捗報告について

４　閉会

（配付資料）

1		次第、浜松市環境審議会委員名簿、座席表、出席職員名簿
2	資料 1	委員の改選について
3	資料 2	第 3 次浜松市環境基本計画（2025-2034）2025（令和 7）年度　進捗報告
4	資料 3	生物多様性はままつ戦略 2024 の令和 7 年度進捗報告について
5	資料 4-1	令和 7 年度ごみ・資源物の排出状況について
6	資料 4-2	令和 7 年度生活排水処理の状況について

浜松市環境審議会委員名簿

（令和７年４月１日～令和１０年３月３１日）（５０音順　敬称略）

	委員氏名	所属等	分野	出欠席・出席方法
	アキヤマ　マサユキ 秋山　雅幸	公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会	産業廃棄物	欠席
	アンマ　ミチコ 安間　みち子	浜松商工会議所	商工業関係者	会場
◎	イシカワ　ハルノ 石川　春乃	静岡理工科大学 建築・都市デザイン学部	建築環境、温暖化対策	会場
	イトウ　トクエ 伊藤　徳江	浜松市消費者団体連絡会	3R活動団体、消費者教育	会場
	カワグチ　ヒロユキ 川口　裕之	浜松市自治会連合会	自治会意見	会場
○	スギキ　ナオ 杉木　直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系	都市交通、都市計画	会場
	ナカムラ　トシヤ 中村　俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	環境教育	会場
	フジモリ　フミオミ 藤森　文臣	遠州自然研究会	自然環境	会場
	ヤマモト　マミ 山本　真実	浜松医科大学 医学部	疫学・公衆衛生学	会場

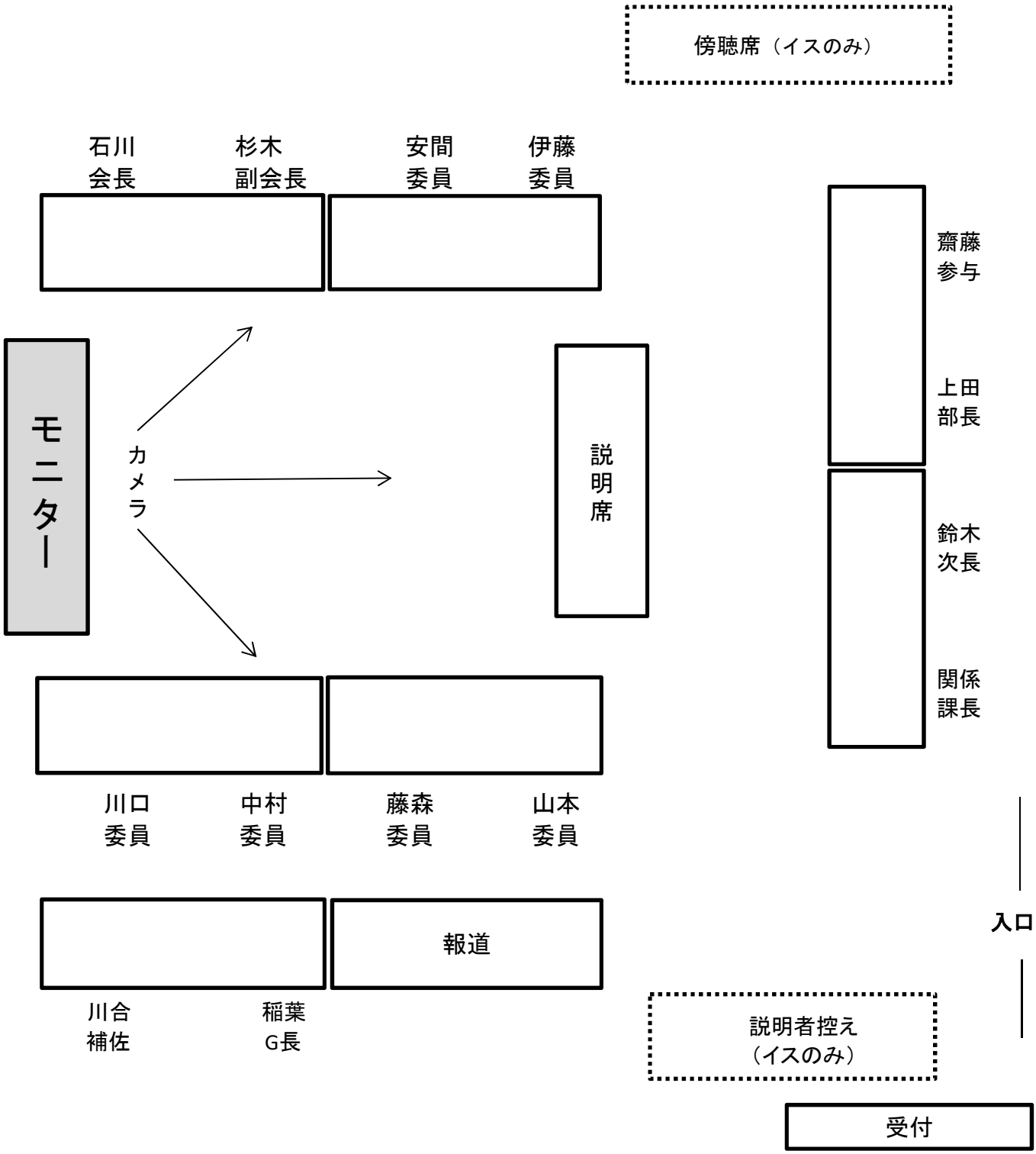
◎　会長
○　副会長

令和8年度第1回浜松市環境審議会 座席表

（修正版）

１　日時　令和8年8月26日（水）9：30～

２　会場　浜松市役所鴨江分庁舎　2階会議室



出席職員名簿

所属名	役職名	氏名	出席方法
環境部	部長	上田　晃寿	会場
環境部	参与兼次長	齋藤　美苗	会場
環境部　環境保全課	課長	佐藤　卓	web
環境部　一般廃棄物対策課	課長	足立　匡史	会場
環境部　一般廃棄物対策課	計画許可G長	後藤　崇臣	会場
環境部　一般廃棄物対策課	資源循環推進担当課長	辻　昌孝	web
環境部　一般廃棄物対策課 北部収集窓口センター	所長	榊原　克人	web
環境部　廃棄物処理施設課	課長	平口　学	会場
環境部　廃棄物処理施設課	施設管理技術G長	長崎　光裕	会場
環境部　平和清掃事業所	所長	辻村　得雄	web
環境部　平和清掃事業所 南部清掃センター	所長	飯田　浩敬	web
環境部　天竜清掃事業所	所長	座馬　和暁	web
環境部　天竜清掃事業所 浜北清掃センター	所長	平田　勝巳	web
環境部　産業廃棄物対策課	課長	中里　滋紀	web
産業部　カーボンニュートラル推進課	課長	原田　憲治	web
産業部　農地整備課	課長補佐	太田　幸一郎	web
産業部　林業振興課	課長	小林　和重	web
上下水道部　お客さまサービス課	課長	大塚　彰男	web

事務局（環境部　環境政策課）	次長兼課長	鈴木　茂	会場
	課長補佐	川合　徹彦	会場
	企画調整G長	稲葉　顕	会場
	主任	村瀬　献	会場

資料１

委員の改選について

○委員の改選について

委員所属の役職改選に伴い、浜松市環境審議会委員を後任者に改選する。

後任委員の任期は、前任委員の残任期（令和 10 年 3 月 31 日まで）とする。

（委員の再任は連続 2 期までを原則とする。）

	前任委員	後任委員
氏名	橋本　博行（はしもと　ひろゆき）	川口　裕之（かわぐち　ひろゆき）
所属	浜松市自治会連合会　理事	同左
任期	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日まで	令和 8 年 7 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

資料２

第３次浜松市環境基本計画（2025-2034）
2025（令和７）年度　進捗報告



2026（令和８）年８月

浜松市　環境部　環境政策課

目　次

第３次浜松市環境基本計画の概要　・・・・・　１Ｐ

基本政策１　生活環境の保全　・・・・・　３Ｐ

基本政策２　循環型社会の形成　・・・・・　１５Ｐ

基本政策３　カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現
・・・・・　２３Ｐ

基本政策４　自然環境との共生　・・・・・　２９Ｐ

横断的政策　環境活動を実践する人づくり･適正な環境配慮の促進
・・・・・　３９Ｐ

第３次浜松市環境基本計画の概要

・浜松市環境基本計画は、浜松市環境基本条例第 9 条の規定に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として位置付けており、2008 年に市町村合併後初めてとなる第 1 次浜松市環境基本計画（2008-2014）を策定しました。

・その後、持続可能な開発目標：SDGs やパリ協定の採択、海洋プラスチックごみ問題等の社会情勢の変化や国の環境基本計画の策定等の動向を踏まえ、2015 年に第 2 次浜松市環境基本計画（2015-2024）を策定、2020 年には改定版を策定しました。

・第 2 次浜松市環境基本計画の改定以降も、気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染等の問題は深刻化の一途をたどっており、国では、2024 年に第 6 次環境基本計画を策定し、環境危機への対応方針を示しました。こうした動向を踏まえ、本市では、2025 年に第 3 次浜松市環境基本計画（2025-2034）を策定しました。

・第 3 次浜松市環境基本計画の期間は 2025 年度から 2034 年度の 10 年間となりますが、本計画においては、本市の最上位計画である浜松市総合計画（2015～2044）の期間を踏まえ、2045 年の理想の姿＝環境の将来像を最終的な目標として、

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、
豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

を掲げています。この理想の姿の実現に向けて、10 年後の目標と取組の方向性、4 つの基本政策と横断的政策を定め、環境政策を推進しています。

《第 3 次浜松市環境基本計画（2025-2034）の位置付け》



《第 3 次浜松市環境基本計画（2025-2034）政策の体系》

2045年の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

10年後の目標

- 市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組が更に進み、環境負荷が低減されている
- 市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動が浸透し、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境が確保されている

取組の方向性

- 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図る
- 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図る

4つの基本政策と横断的政策

01	02	03	04
生活環境の保全	循環型社会の形成	カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	自然環境との共生

横断的政策　環境活動を実践する人づくり・適正な環境配慮の促進

基本政策１　生活環境の保全

主要施策１　大気汚染対策

１）工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策　【環境保全課】

・大気汚染防止法などに基づき、立入検査を実施するとともに、大気汚染の実態を把握するため、大気測定局での常時監視を実施し監視結果を公表します。

実施内容・実績

・大気汚染防止法に基づく規制対象事業所について、「立入検査の計画策定及び実施要領」に基づき 25 件の立入検査を実施し、ばい煙等の排出削減に向けた適正な指導を行いました。また、市内 12 か所の大気測定局において大気汚染の常時監視を実施しました。
（環境測定結果の公表は 8 月予定）

項目	2024（R6）	2025（R7）
大気汚染防止法に基づく立入件数 （アスベスト関連を除く）	26 件	25 件

２）アスベストの大気環境への排出防止　【環境保全課】

・解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく適正処理を周知・指導します。

実施内容・実績

・アスベスト事前調査結果の報告義務及び作業基準の遵守状況等を確認するため、95 件の立入検査を実施し、飛散防止対策の徹底等を指導しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
アスベスト関連立入件数	128 件	95 件

３）自動車排ガス対策 【道路企画課、産業振興課、カーボンニュートラル推進課】

・歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。
・事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。
・次世代自動車の導入や輸送の効率化、鉄道分野の省エネ化などを推進します。

実施内容・実績

・自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与しました。
・事業者による次世代自動車関連技術の開発・製品化の促進のため、自動車の電動化に対する開発支援事業を実施しました。
・物流部門・サプライチェーンの脱炭素化に向け、EV トラックを導入した市内物流事業に対して車両本体及び電気自動車用充電設備の購入費等を助成しました。また、市民向けに EV 車の導入に対して助成を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
自転車通行空間整備延長	7.1Km	3.7Km
電動化に対する取組状況調査における先行開発企業数（先行企業数/調査対象企業数）	98 社/196 社（50%）	96 社/190 社（50.5%）
EV トラックの車両本体の購入費助成件数	－	4 件
EV トラックの充電設備の購入費助成件数	－	2 件
市民向け EV 車の導入費助成助成件数	256 件	230 件

主要施策２　騒音・振動・悪臭対策

１）騒音・振動の未然防止対策　【環境保全課】

・事業場の新築・増設などの開発前に公害未然防止調査を実施し、快適な生活環境を保全することの重要性を指導します。

実施内容・実績

・事業場の新築・増設などの開発前に公害未然防止調査を 22 件実施し、騒音や悪臭発生による生活環境への影響を未然に防止するための指導を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
公害未然防止調査件数	20 件	22 件

２）騒音・振動の監視　【環境保全課】

・自動車騒音、一般環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

実施内容・実績

・自動車騒音 4 件、一般環境騒音 4 件、航空機騒音 2 件、新幹線鉄道騒音・振動 6 件、計 16 件の監視・測定を行いました。
（環境測定結果の公表は 8 月予定）

項目	2024（R6）	2025（R7）
自動車騒音、一般環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定件数	13 件	16 件

３）自動車騒音・振動対策の推進　【道路企画課、道路保全課】

・歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。
・良好な住環境を保全するため、道路舗装の修繕や街路樹の適切な維持により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。

実施内容・実績

・自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与しました。
・自動車の騒音や振動等の課題に対して良好な住環境を保全するため、道路舗装の修繕や街路樹育成管理により、適切な維持管理を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
自転車通行空間整備延長	7.1Km	3.7Km
舗装修繕費	2,957,338,000 円	2,380,050,000 円
街路樹育成管理費	545,139,200 円	567,035,900 円

４）航空機騒音対策の推進　【市民生活課】

・浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進と防音工事の対象区域の見直しを図るよう求めます。

実施内容・実績

・県基地関係連絡協議会を通じて、浜松市を管轄している南関東防衛局長に対し、航空機の騒音対策及び大気汚染等に関する要望書を提出するなどの要望活動を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
要望回数	2 回	2 回

５）悪臭対策の推進　【環境保全課、農業振興課】

・地域で悪臭が発生した場合、その発生源に対して、悪臭防止法や静岡県生活環境保全等に関する条例に基づく指導を行います。
・畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。
・畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。

実施内容・実績

・悪臭に関する相談に応じて、発生源に対して悪臭防止法及び静岡県生活環境保全等に関する条例に基づく指導を 181 件実施しました。
・畜産経営に起因する苦情に対し、現地確認及び農家に対して助言指導を実施しました。
・畜産農家が実施する、家畜排せつ物に起因する悪臭及び害虫の発生防止（発生時間短縮）又は拡散防止に対する支援のため、市が主催する畜産環境・衛生対策支援講習会を受講した農家に対し、提案された畜産業の衛生対策（悪臭防止等）にかかる施設・機械整備や資材・装置導入経費に対する補助事業を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
悪臭の発生源に対する指導件数	141 件	181 件
指導件数	4 件	4 件
補助件数	－	5 件

6）音・かおり・光資源の保全　【環境保全課】

・市民の生活や文化に根付き親しまれている、音・かおり・光資源の保全に努めます。
・投光器、サーチライト等に起因する光害について、適正な使用方法を指導します。

実施内容・実績

・音・かおり・光資源対象箇所の啓発案内看板の維持管理を実施しました。なお、修繕が必要な案件はありませんでした。
・投光器、サーチライト等に起因する光害に関する相談に応じて、適正な使用方法について9件の指導を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
啓発案内看板の修繕件数	－	0件
光害の相談に対して発生源に指導した件数	1件	9件

主要施策３　水環境の保全対策

１）工場・事業場における排出水対策　【環境保全課】

・水質汚濁防止法などに基づき、立入検査を実施するとともに、公共用水域の水質を把握するため、測定点での常時監視を実施し、監視結果を公表します。

実施内容・実績

・水質汚濁防止法等に基づく立入検査について、「立入検査の計画策定及び実施要領」に基づき 67 件実施するとともに、公共用水域の水質を把握するため 75 地点で常時監視を実施しました。（環境測定結果の公表は 8 月予定）

項目	2024（R6）	2025（R7）
水質汚濁防止法における計画に基づく立入検査実施件数	28 件	67 件
公共用水域の測定地点数	75 地点	75 地点

２）地下水の水質調査　【環境保全課】

・地下水の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施します。

実施内容・実績

・地下水の状況を把握するため、64 地点において定期的な水質調査を実施しました。（環境測定結果の公表は 8 月予定）

項目	2024（R6）	2025（R7）
地下水の水質調査地点数	101 地点	64 地点

３）川や湖を守る条例の運用　【環境政策課、環境保全課】

・河川流域の自然環境の保全を推進するため、「浜松市川や湖を守る条例（平成 20 年浜松市条例第 49 号）」に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。
・湖沼保全区域内の事業場からの排出水について、その汚染状態を定期的に測定するよう指導します。

実施内容・実績

・河川流域の自然環境の保全を推進するため、環境共生区域（阿多古川、都田川）での河川パトロールを実施しました。職員及び委託者で、合計 54 日実施しました。
・水質汚濁防止法等に基づき実施した立入検査 67 件のうち、湖沼保全区域内事業場 3 件に立入検査を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
職員及び委託による河川パトロール実施日数	54 日	54 日
違反確認・指導実施件数	3 件	0 件
湖沼保全区域内における立入検査実施件数	10 件	3 件

４）生活用水の安定供給　【浄水課】

・水道原水の水質を監視し、水質に応じた管理をします。

【実施内容・実績】
・水道原水（天竜川表流水）の水質監視強化のため、検査に必要な機器を整備し、検査体制を整えました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
原水水質監視強化	－	継続

５）生活排水による水環境への負荷低減　【下水道工事課、お客さまサービス課】

・公共下水道事業計画区域について下水道整備を進めます。
・公共下水道事業計画区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。

実施内容・実績
・生活排水による水環境への負荷低減のため、公共下水道事業計画区域について下水道整備を進めました。2025 年度末時点で下水道人口普及率は 82.3%（前年度比 0.3%増）。
・職員による戸別訪問を実施し、下水道接続の重要性や浄化槽設置補助金制度について丁寧な説明を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
下水道人口普及率	82.0%	82.3%
下水道接続率	97.1%	97.1%
合併処理浄化槽基数	28,314 基	28,867 基

６）し尿処理体制の確立　【廃棄物処理施設課】

・し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。
・し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図りながら、長寿命化総合計画に基づき、小規模な更新や点検整備等を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。
・予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。

実施内容・実績
・民間事業者への包括委託による運転管理体制のもと、適正に維持管理されました。
・新たに 2025 年度より実施する第 2 次浜松市衛生施設長寿命化総合計画を策定しました。
・災害支援協力に関する協定に基づき、情報伝達訓練を年 1 回実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
包括委託による適正な維持管理	継続	継続
計画的な改修工事と予防保全の実施	－	継続
情報伝達訓練の実施	1 回	1 回

7）市民や各種団体との連携による水環境保全活動の推進　【河川課】

・市民・市民活動団体・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動を推進します。

実施内容・実績

・市民・市民活動団体・事業者が市内河川等で実施する愛護活動に対し、報償金（草刈：1㎡あたり 15 円、清掃活動：1㎡あたり 3 円）を支出するなど、活動に対して支援を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
河川愛護報償金決算額	27,019 千円	28,919 千円

8）健全な水循環の保全と水源保全地域における適正な土地利用の確保【環境政策課】

・「静岡県水循環保全条例（令和 4 年静岡県条例第 16 号）」に基づき、水源保全地域内における土地取引や開発行為に関して、知事の求めに応じて、健全な水循環の保全の見地から意見を述べ、適正な土地利用を促します。
・静岡県が策定する流域水循環計画に基づき、静岡県と連携して健全な水循環の保全に係る施策を推進します。

実施内容・実績

・静岡県水循環保全条例に基づき、事業者等から県に提出される水源保全地域内での土地取引や開発行為に係る届出に関して、知事からの意見照会に対応しました。
・浜名湖周辺の住民や事業者、各種団体が一体となって湖岸の一斉清掃を行う、「浜名湖クリーン作戦」を実施しました。また、リゾートトラスト株式会社グランドエクシブ浜名湖からの寄附金をもとに、浜名湖の水をきれいにする会が主催する小学生親子を対象とした「アマモ種まき体験会」を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
水源保全地域内における土地取引や開発行為に係る届出数	52 件	107 件
浜名湖クリーン作戦参加者	17,175 人	17,983 人

その他施策１　土壌、地下水汚染の防止

１）環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理　【農地整備課】

・海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。

実施内容・実績

・多面的機能支払交付金を活用した地域協働活動により、農地や里山の保全を図りました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
多面的機能支払交付金の面積カバー率	32.8%	35.8%

その他施策２　有害化学物質などの対策の推進

１）PCB、アスベスト廃棄物の適正処理　【産業廃棄物対策課】

・PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。

実施内容・実績

・PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
PCB 廃棄物等保管事業者からの届出件数	150 件	123 件

２）農薬類の適正な使用　【農業振興課】

・農薬類の適正な使用に関するチラシ配布及び掲示、課で発行している「担い手通信」への誌面掲載により、農薬による被害防止の啓発を行っていきます。

実施内容・実績

・農薬類の適正な使用に関するポスターの掲示、課で発行している「担い手通信」や、広報はままつへの誌面掲載により、農薬による被害防止の啓発を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
啓発活動の実施	実施済	実施済

その他施策３　生活環境に関する意識の啓発と対策

１）市民マナー条例の運用　【環境政策課】

・歩きたばこやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。

実施内容・実績

・快適で良好な生活環境の実現に向けて、路面告知シートの設置や啓発ポスターの掲出等、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」の普及啓発事業を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
ポイ捨て防止に関する路面告知シートの設置及び張替え箇所数	4 箇所	11 箇所

２）不良な生活環境対策の推進　【環境政策課】

・住居及び敷地における物の堆積や放置等により、周辺の生活環境に支障を及ぼしている不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向けた対策を推進します。

実施内容・実績

・不良な生活環境に関して市民等からの相談受付に対応するとともに、不良な生活環境を発生させている原因者等に対して堆積物の除去を指導しました。また、原因者が生活上の課題をはじめとする複合的な課題を抱えている場合は、関係課と連携して必要な情報の提供や支援を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
相談件数	25 件	26 件
新規調査件数	12 件	16 件

「基本政策１　生活環境の保全」に対する指標

指標項目	基準値 2023	2024	2025	2026	2027	2028	目標値 2034
主要施策１　大気汚染対策							
大気環境基準 4 項目（SO_2、NO_2、CO、SPM）環境基準値達成割合	100%	100%	100%（2026 年 8 月公表）				100%
アスベスト届出立入（レベル 1・2）実施率	100%	95.5%	100%				100%
主要施策２　騒音・振動・悪臭対策							
一般環境騒音 環境基準値達成割合	100%	75.0%	100%（2026 年 8 月公表）				100%
公害未然防止調査 実施率	100%	100%	100%				100%
主要施策３　水環境の保全対策							
公共用水域の環境基準達成率	94.8%	94.4%	95.2%（2026 年 8 月公表）				100%
地下水の環境基準達成率	100%	99.7%	100%（2026 年 8 月公表）				100%

【指標に対する評価】

・大気環境基準 4 項目（SO_2、NO_2、CO、SPM）環境基準値達成割合は、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 100%となりました。予定どおり常時監視を実施し、良好な大気環境の維持を図ることができました。
・アスベスト届出立入（レベル 1、2）実施率は、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 100%となりました。
・一般環境騒音環境基準値達成割合は、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 100%となりました。環境基準の達成状況を把握し、生活環境の保全に向けた取組みを計画どおり実施しました。
・公害未然防止調査実施率は、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 100%となりました。調査を計画どおり実施し、公害の未然防止に向けた取組みを着実に進めることができました。
・公共用水域の環境基準達成率については、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 95.2%となりました。これは、佐鳴湖拓希橋などの COD のほか、PH、SS、DO、大腸菌数が未達成だったことによります。
・地下水の環境基準達成率は、目標値 100%に対して 2025 年度実績値は 100%となりました。環境基準の達成状況把握することで、生活環境の保全に向けた取組みを計画どおり実施しました。

基本政策２　循環型社会の形成

主要施策１　一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

１）ごみの減量と資源化の推進　【一般廃棄物対策課】

・堆肥化容器の配布や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量とリサイクルを推進します。
・家庭ごみ有料化に関する「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例第 58 号。以下、この施策において「条例」という。）」の改正においては、有料化の実施時期を定めていないことから、今後毎年、ごみ減量目標の達成・定着状況や社会経済情勢を総合的に判断し、有料化実施時期を検討します。
・紙類の分別促進や草木類の回収拠点の維持拡充を通じて、資源化の推進に努めます。
・民間事業者との連携による資源物店頭回収やシェアリングサービスの促進、資源化実証事業の実施などを通じて、サーキュラーエコノミーへの移行を推進します。
・プラスチックの再生利用について、他の政令指定都市と連携し、情報収集と調査研究を行います。

実施内容・実績

・家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト・密封発酵容器）の無料配付を実施しました。また、生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付しました。
・家庭系ごみ排出量目標の達成・定着状況や社会経済情勢等を踏まえ、家庭ごみ有料化の実施時期について検討を行った結果、現時点では直ちに有料化を実施する状況にないと判断しました。
・雑がみ分別・周知のため、家庭ごみ排出量の目標値を印字した雑がみ分別袋等を作成し、市内の幼稚園・小中学校、自治会、小売店などで配布しました。公共施設などに設置した雑がみ回収ボックス等により古紙類を、清掃事業所等市内 10 拠点に設置したみどりのリサイクル回収コンテナにより草木類を回収し、資源化を実施しました。
・(株)ECOMITT と「資源循環等の推進に関する協定」を 2024 年度に締結し、2025 年度から市施設において衣料品・雑貨類の回収を開始しました。また(株)komham と「スマートコンポスト」実証実験を実施しました。このほか、(株)マーケットエンタープライズ、(株)ジモティーと 2022 年度から連携協定を結び、リユースリサイクルの促進に努めています。その他、2025 年度にはままつ循環経済パートナーズ制度（HAMACEP）※1 を創設し幅広い業種に登録を呼びかけました。
・プラスチックの再生利用について、他の政令指定都市と連携し、情報収集とともに、関係する会議等に出席し、調査研究を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
コンポスト容器及び密封発酵容器配付世帯数	1,206 世帯	919 世帯
家庭用生ごみ処理機補助金交付件数	276 件	268 件
一人１日あたりの家庭系ごみ排出量	446g	438g
雑がみ分別袋配布数	147,119 枚	136,908 枚
みどりのリサイクル回収量	1,648.31t	1,789.77t
古紙類回収量	534.89t	463.78t

項目	2024（R6）	2025（R7）
衣料品・雑貨類の回収量（PASSTO※2）	－	1,358.9 kg
はままつ循環経済パートナーズ登録事業者数	－	37 者
はままつ循環経済パートナーズ講演会参加者数	－	101 人
関係する会議等への出席	－	出席

（※1）循環経済に関する取組を行う事業者等を広く周知・支援し、官民連携で循環経済への移行を目指す制度

（※2）家庭での不要品を回収・選別し、リユース品として再流通する資源循環サービス

2）ごみに対する意識啓発　【一般廃棄物対策課、環境政策課】

・ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。
・大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、条例に基づいて指導を行います。
・資源物等の持ち去りを防止するため、条例に基づき市職員によるパトロールを実施します。
・使い捨てプラスチック製品の利用抑制やプラスチックごみの適正処理、ポイ捨て防止を啓発し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。
・市民・市民活動団体・事業者等と協働して海岸等の清掃活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知・啓発に努めます。

実施内容・実績

・一部製品の分別区分の見直しについて、関係課と随時調整を行いました。
・大規模建築物所有事業者に対して、減量・資源化・適正処理計画書（以下、「減量等計画書」という。）の提出を呼びかけるとともに、減量等計画書に基づく立入検査、指導を行いました。
・資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化しました。
・廃棄物に関する環境学習プログラムを活用した環境学習を実施し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みました。
・海岸等清掃を行う市民や事業者等のボランティアに対する支援のため、ホームページで清掃活動の募集案内や清掃実績を掲載するとともに、ごみ袋・軍手を無償提供しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
一部製品の分別区分の見直し	－	小型充電池内蔵製品の区分変更を検討（もえないごみ⇒特定品目）
減量等計画書に基づく立入検査数	60 件	40 件
事業用大規模建築物の減量等計画把握率	100%	100%
持ち去り指導回数	－	2 回
廃棄物に関する環境学習プログラムの年間受講者数	2,934 人	3,031 人
ボランティアによる海岸等清掃への支援回数	63 回	63 回

3）安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備

【一般廃棄物対策課、廃棄物処理施設課】

・個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。
・清掃工場における資源物や産業廃棄物・搬入不適物の混入防止のため監視・指導を行います。
・将来にわたり安定したごみ処理と循環型社会の構築のため、西部清掃工場を更新します。
・災害対応に関する計画やマニュアルの適宜見直し、訓練や研修の充実、関係機関・団体との意見交換等を通じて、災害時の体制整備を図ります。

実施内容・実績

・引き続き、地域による活動を支援するとともに、関係各所と連携し必要に応じて検討していきます。
・一般廃棄物収集運搬業許可業者が西部清掃工場、天竜清掃工場へ搬入したごみに、産業廃棄物や搬入規制物（事業系古紙）がないかを、ごみピットへ投入される前に、市職員がごみ展開検査を実施し、確認しました。
・更新される工場で公害対策を講じることにより可能な限り環境負荷が低減され、持続可能な循環型社会の施設とするための工事に着手しました。（完成：2029 年 3 月）
・廃棄物処理部応急対応マニュアルを 2026 年 3 月に改訂しました。また、廃棄物処理部職員対象の研修を 2026 年 2 月に行いました。（DVD 視聴、参加率 86.5%）

項目	2024（R6）	2025（R7）
地区社協を所管する健康福祉部との連携による地域における活動の支援	－	5 回
ごみ展開検査の実施	6 回	3 回
年度末工事進捗率（西部清掃工場）	－	2.4% （計画通り）
廃棄物処理部職員対象の研修	実施	実施

主要施策２　産業廃棄物の適正処理の推進

１）産業廃棄物の不法投棄防止対策　【産業廃棄物対策課】

・産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する監視・指導により不法投棄を抑止し、市民の安全と安心を確保します。
・不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視を行うなど抑止対策を強化します。

実施内容・実績

・定期的に排出事業者や処理業者に立入検査を行い、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などの遵守について監視・指導しました。
・不法投棄多発地域等を重点監視区域に定め、職員によるパトロールや、監視カメラの設置などによる監視活動を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
産業廃棄物処理業者、排出事業者等への立入検査予定件数に対する実施率	99.5%	100%
職員によるパトロールや、監視カメラの設置などによる監視活動（週 2～3 回）	継続	継続

２）産業廃棄物に関する広報・啓発　【産業廃棄物対策課】

・産業廃棄物の適正処理に関する意識の醸成を図るため、関係機関などと連携して広報・啓発活動を行います。
・関係団体などと連携して、産業廃棄物の適正処理に関する研修会や講習会を行います。

実施内容・実績

・産業廃棄物の適正処理に関する意識の醸成を図るため、関係機関などと連携して広報・啓発活動を行いました。
・関係団体などと連携して、産業廃棄物の適正処理に関する研修会や講習会を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
関係機関と実施した啓発活動件数	5 件	5 件
事業者向け説明会等の開催件数	3 件	3 件

3）産業廃棄物排出事業者の処理責任の徹底　【産業廃棄物対策課】

・「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 23 年浜松市条例第 44 号）」に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認などについて指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。

実施内容・実績

・浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認などについて指導しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
産業廃棄物の排出事業者に対する指導	継続	継続

4）産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進　【産業廃棄物対策課】

・産業廃棄物の多量排出事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく産業廃棄物処理計画の策定とその具現化について指導し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。
・都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などの技術について意見交換や情報収集を行います。

実施内容・実績

・産業廃棄物の多量排出事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理計画の策定とその具現化について指導しました。
・都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などの技術について意見交換や情報収集を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の提出件数	160 件	170 件
各種行政会議及び研修への参加件数	22 件	27 件

5）産業廃棄物処理施設における紛争の予防　【産業廃棄物対策課】

・廃棄物処理施設の設置にあたり、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 29 号）」を適正に運用し、より生活環境に配慮された処理施設となるよう促します。

実施内容・実績

・産業廃棄物の処理施設に対して、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう指導しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
条例手続き件数	1 件	0 件

その他施策１　バイオマスの活用

１）バイオマスのマテリアル利用　【農業振興課】

・家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。

実施内容・実績

・畜産農家が実施する、家畜排せつ物に起因する悪臭及び害虫の発生防止（発生時間短縮）又は拡散防止に対する支援のため、市が主催する畜産環境・衛生対策支援講習会を受講した農家に対し、提案された畜産業の衛生対策（悪臭防止等）にかかる施設・機械整備や資材・装置導入経費に対する補助事業を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
補助件数	－	5 件

「基本政策２　循環型社会の形成」に対する指標

指標項目	基準値 2023	2024	2025	2026	2027	2028	目標値 2034
主要施策１　一般廃棄物の減量とリサイクルの推進							
資源化率	26.9%	27.5%	27.6%				30.2% 以上 （2028）
ごみ総排出量	197,552t	192,292t	186,871t				193,055t 以下 （2028）
一人１日あたりの家庭系ごみの排出量	455.8g /人・日	446.2g /人・日	438.0g /人・日				404.0g /人・日以下 （2028）
主要施策２　産業廃棄物の適正処理の推進							
生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投棄件数	0 件	0 件	0 件				0 件

※ 指標数値の下部に括弧書きで年度表記があるものは、当該年度の指標数値を表す

【指標に対する評価】

・資源化率の 2025 年度実績値は 27.6%となり、当該年度の目標値（29.0%）を達成できませんでした。行政回収分は、プラスチック製容器包装は増加していますが、ペットボトル、特定品目は減少しています。集団回収量は、コロナ禍以降継続している自治会等における担い手不足等により減少している一方で、市の施設を利用した拠点回収量は増加しています。民間回収分は、回収拠点の増加に伴い回収量が増加しています。特に段ボールの回収量の増加が大きく、インターネット通販の拡大が要因と推測されます。

・ごみ総排出量の 2025 年度実績値は 186,871t となり、当該年度の目標値（202,543t）を達成しました。これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化の検討により、ごみ減量への関心が高まり行動変容につながったことが要因の一つと考えられます。また、食料品価格等の高騰により、食料品や家事用品などの消費が抑制されたものと推測されます。

・一人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量の 2025 年度実績値は 438.0g/人・日となり、当該年度の目標値（441.5g/人・日）を達成しました。これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化の検討により、ごみ減量への関心が高まり行動変容につながったことが要因の一つと考えられます。また、食料品価格等の高騰により、食料品や家事用品などの消費が抑制されたものと推測されます。

・不法投棄防止パトロールや啓発活動により、生活環境に影響を及ぼすような大規模な不法投棄は確認されず、地域住民の良好な生活環境の維持に貢献しました。

基本政策３　カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現

主要施策１　温室効果ガスの排出削減

１）徹底した省エネルギーの推進　　【カーボンニュートラル推進課、産業振興課】

・市民・事業者に関わらず、まずは温室効果ガス排出量の見える化を進めます。その上で、施設・設備の運用改善や省エネ設備の導入、「デコ活」を通じた脱炭素型ライフスタイルへの転換など、徹底した省エネルギーを推進します。

実施内容・実績

・2030 年までの温室効果ガス排出削減計画を策定し、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の省エネ設備の導入に対して助成を行いました。
・脱炭素経営に取組む地域企業を支援するため、地域金融機関の脱炭素経営支援融資を受けた地域企業に対し、その金融商品の実行に伴う手数料の 1/2 を助成しました。
・地域企業において自社のカーボンニュートラル対応を先導する脱炭素経営人材を育成するため、「浜松脱炭素経営塾」を開講しました。
・中小企業の脱炭素経営に向けて、「知る」「測る」「減らす」の一連の段階に応じた伴走支援として、専門家による省エネ等の支援や個別伴走支援など、地域企業の脱炭素経営を支援しました。
・建設業カーボンニュートラル研究会において、建設セクターの温室効果ガスの排出削減と地域建設業の持続的発展に向け、建築物のライフサイクルカーボンの算定方法などの研究や大手ゼネコンの取組状況などを紹介・研究するセミナーを開催しました。
・地域企業のトップランナーとしてカーボンニュートラルを達成した事業者を認定しました。
　1 つ星：エネルギー起源の CO2 排出のうち、電力使用に伴う実質ゼロを達成した事業者
　2 つ星：エネルギー起源の CO2 排出の実質ゼロを達成した事業者
・省エネルギー診断を受診するモニター企業を募集し、受診後にはモニター企業の受診結果や運用改善提案などを紹介する動画を撮影しホームページ上で紹介することで、当該取組を市内中小企業等に横展開しました。
・「はままつデコ活チャレンジ大賞」を創設し、優れたデコ活の取組を募集・表彰することで、市民への普及啓発を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
脱炭素経営設備導入支援事業補助金（高効率空調・照明設備）の採択件数	13 件	40 件
脱炭素経営支援融資推進事業の手数料補助件数	12 件	7 件
「浜松脱炭素経営塾」修了者数	－	33 人
省エネ対策等支援業務の専門家派遣を実施した延べ企業数	－	12 社
建設業カーボンニュートラル研究会の主催セミナーへの参加者数	51 名	131 名
カーボンニュートラル達成事業者認定制度に基づく認定事業者数（累計）	19 社	24 社
省エネルギー診断モニター事例を動画紹介した企業数	－	10 社
「はままつデコ活チャレンジ大賞」への応募件数	－	59 件

2）再生可能エネルギーの最大限の導入

【カーボンニュートラル推進課、廃棄物処理施設課】

・太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を図るとともに、市域で発電した電気の供給・利用を増やすことにより、エネルギー自給率の向上及び再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

実施内容・実績

・エネルギー自給率の向上及び再生可能エネルギーの地産地消に向け、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ設備の導入に対する助成及び市民の住宅への創・省・蓄エネルギーシステムの導入に対する助成を行いました。
・「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の適正な運用に努め、地域との調和が図られた再生可能エネルギーの導入を進めました。
・ごみを資源としたバイオマス発電施設である西部清掃工場の工事に着手しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
脱炭素経営設備導入支援事業補助金（太陽光発電設備・定置型蓄電池）の採択件数	16 件	42 件
創・省・蓄エネルギーシステム導入に対する市民への補助件数	1,665 件	1,552 件
太陽光発電施設の設置計画書の届出件数	102 件	80 件
再生可能エネルギー関連事業の取扱い件数	0 件	0 件
西部清掃工場更新事業の進捗状況（2029 年 3 月竣工予定）	―	設計実施 建設工事着手（10 月）

3）新技術・イノベーションの推進

【カーボンニュートラル推進課、産業振興課、一般廃棄物対策課】

・モビリティの電動化や水素・アンモニア技術などの活用、電化・燃料転換の推進、カーボンクレジットの活用、カーボンニュートラル関連技術の開発やビジネスの創出など、脱炭素につながる新技術・イノベーションを産官学連携で推進します。

実施内容・実績

・「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」において、地域内外の企業・団体・研究機関などと新たな脱炭素関連技術やサービス、プロジェクトの創出などに向け、ニーズ・シーズのマッチングや研究会活動、技術開発支援などを実施しました。
・「次世代エネルギー利活用研究会」において、水素・アンモニア・バイオ燃料などの次世代エネルギーへの将来的な対応・利活用に向け、国内外の最新動向などの調査研究を行いました。
・地域内外の企業間連携や産学官連携による新たなカーボンニュートラル技術やプロジェクト創出に向けた実現可能性調査などを支援しました。
・新産業創出事業費補助金の交付を通じて、環境・エネルギー産業をはじめとした成長産業7分野に関する新技術・新製品の事業化に向けた研究開発・製品開発を支援しました。
・「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP）」を創設し、循環経済に関する取組を行う事業者等が登録し、官民連携を強化することで、資源循環を推進しました。
・家庭ごみ排出量の目標値を印字した雑がみ分別袋を作成し市民へ配布し、減量目標値の共有とともに雑がみ分別によるごみ減量を推進しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」の会員数	170社・団体	230社・団体
「次世代エネルギー利活用研究会」メンバー企業数	43社	52社
カーボンニュートラル関連技術の 実現可能性調査に要する補助事業の採択件数	－	2件
環境・エネルギー分野における補助金採択件数	4件	5件
「はままつ循環経済パートナーズ」登録事業者数	－	37者
雑がみ分別袋配布数	147,119枚	136,908枚

４）二酸化炭素吸収源の確保　【林業振興課、農業水産課】

・FSC®森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と生産した木材の地産地消（地域経済循環）を両輪として、二酸化炭素吸収源を確保します。また、森林由来のカーボンクレジットを創出・活用することで、さらなる森林整備・管理などにつなげていきます。

実施内容・実績

・持続可能かつ適切な森林管理の実現のため、交付金等により造林・間伐・搬出などの森林整備事業に対する支援をしました。
・天竜材の利用拡大のため、補助金制度により市内で生産・加工された FSC®認証材の利用を促進し、木材の地産地消を推進しました。
・天竜美林カーボンクレジット創出モデル事業として、2026 年 3 月開催の認証委員会にて J-クレジットの認証を受け、クレジットを創出しました。また、クレジットの創出から販売までのスキーム構築に係る検討を始めました。
・ブルーカーボンとして二酸化炭素の吸収源であるアマモの再生に向け、浜名湖においてアマモの植栽・育成に対して負担金を交付しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
森林整備・林業振興事業の交付件数	87 件	102 件
天竜材の利用拡大に関する補助事業の申請件数	141 件	101 件
森林 J-クレジット創出量	－	1,533t-CO_2
浜名湖におけるアマモの播種面積	－	5,000 ㎡

その他施策１　温室効果ガスの排出削減（事務事業）

１）市有施設の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

【公共建築課、教育施設課、消防総務課】

・市有施設の新設又は建替時は ZEB Ready 以上とし、ZEB 化を計画的に推進します。

実施内容・実績

・建築後 40 年を経過する建築物を対象とした大規模改修にあわせ、ZEB 化（ZEB Ready 相当）するための設計、工事を進めました。
・小・中学校の校舎や体育館などの改築、大規模改修にあわせ、ZEB 化（ZEB Ready 相当）するための設計を進めました。
・改築、移転にあわせ、消防関連施設 3 ヶ所を ZEB 化（ZEB、ZEB Ready 相当）するための設計・工事を進めました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
公共建築物（小中学校を除く）における ZEB 化するための設計・工事実施の施設数	－	9 施設
小中学校における ZEB 化するための設計実施の学校数	8 校	10 校

２）照明の LED 化【カーボンニュートラル推進課、道路企画課、道路保全課、教育施設課ほか】

・市有施設の照明について、2030 年度までにすべて高効率 LED 照明とします。

実施内容・実績

・各施設所管課などとともに、全庁を挙げて市有施設の照明の LED 化を進めました。また、道路照明灯及び道路トンネル等の照明についても、順次 LED 化を実施しました。
・2030 年度までに LED 化を完了させるため、2030 年度までに大規模改修等が計画されている学校を除き、小学校 15 校及び中学校 4 校の校舎照明設備所有量調査を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
市有施設の全照明数に対する LED 化率（小中学校を除く）	55%	69%

３）再生可能エネルギー電力の調達　【カーボンニュートラル推進課】

・市有施設で使用する電力について、再生可能エネルギー100%電力の調達を計画的に推進します。

実施内容・実績

・市有施設において、㈱浜松新電力などから実質再生可能エネルギー100%電力を調達しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
㈱浜松新電力の市有施設との契約数	464 契約	460 契約

「基本政策３　カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現」に対する指標

指標項目	基準値 2023	2024	2025	2026	2027	2028	目標値 2034
主要施策１　温室効果ガスの排出削減							
市域からの温室効果ガス排出量	4,302.5 千 t-CO_2 (2020)						2,744.6 千 t-CO_2 (2030)
上段：当初 下段：見直し後	4,279.4 千 t-CO_2 (2020)	4,472.5 千 t-CO_2 (2021)	4,446.9 千 t-CO_2 (2022)				2,149.7 千 t-CO_2 (2034)
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	185,863 t-CO_2						99,476 t-CO_2 (2030)
上段：当初 下段：見直し後	199,723 t-CO_2	192,051 t-CO_2	2026 年 11 月頃公表予定				84,391 t-CO_2 (2034)

※ 指標数値の下部に括弧書きで年度表記があるものは、当該年度の指標数値を表す
※ 下線は見直し箇所

【指標に対する評価】

・国が 2025 年 3 月に「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を改定したことを受け、市も「浜松市地球温暖化対策実行計画」を改定し、これまでの 2030 年度目標に加え、2035 年度・2040 年度の新たな目標を設定するとともに、基準値となる過去の排出量についても見直しを行いました。

・市域からの温室効果ガス排出量は前年度からは減少していますが、目標年度である 2034 年度の目標値達成のためには、市内全域でのさらなる取組の推進が必要です。

・市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量も前年度からは減少していますが、目標年度である 2034 年度の目標値達成のためには、庁内一丸となったさらなる取組の推進が必要です。

基本政策４　自然環境との共生

主要施策１　生物多様性の保全

１）貴重な動植物の保護　【環境政策課】

・自然共生サイトの普及啓発に努めるとともに、都市の緑地、里地里山、事業者敷地等の登録を進めます。
・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）」や「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。
・「浜松市ギフチョウの保護に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 140 号）」に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。
・「静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年静岡県条例第 37 号）」に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。

実施内容・実績

・都市の緑地、里地里山、事業者敷地等の自然共生サイトへの登録を進めるため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく増進活動実施計画の策定に向けた調査を実施しました。
・モニタリング指標 5 種（ヤリタナゴ・マツカサガイ、アマモ場・アマモ場に生息する魚介類、シギ・チドリ類、ナゴヤダルマガエル・トノサマガエル、カモ類）について、その生息・生育地の調査を実施しました。
・ギフチョウ保護監視員による保護監視活動にて不正な採取などの防止を行うとともに、樹木の伐採等を行うことで、ギフチョウ生息域の環境整備を実施しました。
・静岡県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物種であるヒメヒカゲの調査にて個体数の把握に協力しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
市が作成する増進活動実施計画数	－	0 件
動植物モニタリング調査種数	4 種	5 種
ギフチョウ保護監視活動延べ回数	86 回	89 回
ヒメヒカゲ調査協力回数	1 回	1 回

2）生物多様性の普及啓発　【環境政策課】

・市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、環境学習会への講師派遣や啓発イベントなどを行い、市民意識の向上に努めます。
・市内の自然環境や動植物の生息・生育状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などへの活用を推進します。
・身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。

実施内容・実績

・市内の幼稚園・保育園、小学校等で開催する移動環境教室に講師を派遣するとともに、浜北文化センターにて啓発イベントを開催することで、市民意識の向上に努めました。
・市内の自然環境や動植物の生息・生育状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などに活用する方法を検討しました。
・身近で地域の生態系を代表する種（ナゴヤダルマガエル・トノサマガエル、カモ類）を対象に、市民協働調査を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
生物多様性に関する移動環境教室の受講者数	3,197 人	5,258 人
環境情報の活用方法の検討	検討中	検討中
市民協働調査の実施回数	2 回	2 回

3）野生動植物の適正な管理・防除　【林業振興課、環境政策課】

・農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。
・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）」で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。
・「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されている生物について、終生飼養を市民に呼び掛けるとともに、外来生物被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」の周知・啓発に努めます。

実施内容・実績

・カモシカによる森林被害対策のため、個体調整を実施しました。野生動物の出没については猟友会等と連携して対応しました。
・特定外来生物（クリハラリス、ヌートリア、アライグマ）の生息状況調査を行うとともに、市民捕獲従事者制度を実施し、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を強化しました。
・「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されている生物（アカミミガメ、アメリカザリガニ）について、移動環境教室やイベントでのゲームを通じて、終生飼養や外来生物被害予防三原則の周知・啓発を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
カモシカ個体調整頭数	52 頭	35 頭
野生動物対応回数	16 回	19 回
生息調査を実施した特定外来生物の種数	3 種	3 種
環境学習プログラム「わたしの町にもいる！外来生物」年間受講者数	206 人	333 人

主要施策２　森林・農地・緑地の保全

１）森林の保全　【林業振興課】

・FSC®森林認証制度を活用した市産材のブランド化や新たな需要の開拓、森林施業のさらなる推進による適切な森林の整備・保全と持続可能な森林管理を行います。
・森林管理を対象とする FM 認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象とした CoC 認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択して FSC®認証製品を購買する意識の向上を図ります。
・保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。
・森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。
・森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。

実施内容・実績

・FSC®森林認証の認知度向上や持続可能な森林経営・管理の実現を推進するため、市内で生産・加工された天竜材（FSC®認証材）を使い住宅や非住宅の木造・木質化を行う施主を支援しました。
・山地崩壊地の復旧、荒廃のおそれのある林地の予防及び治山施設の補修工事等の森林整備を促進し、治山機能の強化を図りました。
・森林、河川等の自然環境を守り育て、森林の公益的機能を維持増進し、併せて林業振興を図るため、市民や企業からの寄付金を森林環境基金へ積み立て、事業に充当しました。
・個人や民間企業等が能動的に森林に集まるとともに、森林サービス産業が積極的かつ自発的に創出されるための取組を進めました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
天竜材の家百年住居（すまい）る助成事業	123 棟	90 棟
天竜材ぬくもり空間創出事業	19 件	10 件
山地災害予防伐採支援事業費	6,671 千円	6,723 千円
寄付金	2,914 千円	3,000 千円
現場見学会等実施数	－	2 回

２）農地の保全　　【農地利用課、農業振興課、緑政課、農地整備課】

・「農地法（昭和 27 年法律第 229 号）」、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」等に基づく制度の適正な運用により、優良農地の確保と活用を図ります。
・ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。
・市民農園を整備し、市民が土に親しみ、野菜や花をつくり、ふれあいや家族団らんの場として農地を有効活用します。
・市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。
・雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や農村の保全を図ります。

実施内容・実績

・農業委員会による農地利用状況調査をもとに作成した耕作放棄地分布図を公開し情報提供を行いました。農業委員による耕作放棄地の貸借あっせんを行いました。耕作放棄地を借りて再生利用する農業者に対し、その再生費用について交付金を交付し、耕作放棄地の再生を図りました。
・農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を進め農地の有効活用、保全を促進しました。
・農地の有効利用や市民が農業を体験できる機会の創造を図るため、新規開設の募集を広報はままつや浜松市認定農業者協議会のホームページ、LINE、農業水産課のインスタグラムにより実施しました。
・生産緑地地区の指定を増やすため、農業者向け冊子へ PR 記事を掲載し広報を行いました。2025 年度は指定数が 1 箇所増加となりましたが、5 箇所解除となったため全体面積は減少となりました。
・農業用水の確保や維持管理を図るべく、県や市が主体となって、土地改良事業の実施や事業計画を樹立しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
荒廃農地再生面積	10.1ha	8.23ha
担い手への集積率	40.2%	41.5%
市民農園数（休園数は除く）	40 農園	41 農園
生産緑地地区指定面積	16.2ha	15.4ha
土地改良事業数	55 件	52 件
事業計画数	3 件	3 件

3）緑地の保全　【緑政課、公園課】

・市内の自然環境の骨格となる、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖など、みどりの保全を図ります。
・豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じた公園の整備・充実を図ります。
・浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。
・動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。
・人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。

実施内容・実績

・自然公園及び自然環境保全地域において、建築行為や開発行為等に対して法令に基づき適正な指導及び許認可を行いました。
・都市計画区域内の市民一人当たりの都市公園面積 10 ㎡/人を目指し、堀出前中央公園などの公園区域を拡大、都市公園面積を 648.65ha から 648.88ha へと増加したことにより、市民一人当たりの都市公園面積が 8.55 ㎡/人となり、都市公園の充実が図られました。
・地域に残る貴重な緑の保全のため、保存樹及び保存樹林の指定推進に努めました。
・特別緑地保全地区に指定する富塚椎ノ木谷において、貴重な動植物の保全や里山環境の保全・整備を、富塚椎ノ木谷で活動する市民団体からの協力を得て実施しました。
・市街地等に残る一定規模以上の樹林地等を市民の森に指定し、身近なみどりの保全に努めました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
自然公園許認可数	53 件	56 件
自然環境保全地域許認可数	1 件	1 件
都市公園面積	648.65ha	648.88ha
市民一人当たりの都市公園面積	8.50 ㎡/人	8.55 ㎡/人
保存樹指定本数	54 本	55 本
保存樹林指定箇所数	77 箇所	77 箇所
保全活動参加者人数	1,192 人	1,065 人
市民の森指定面積	34.6ha	34.3ha

その他施策１　河川・湖沼・海岸の保全

１）水辺環境の保全　【環境政策課】

・市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。
・河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。

実施内容・実績

・海岸等清掃を行う市民や事業者等のボランティアにごみ袋・軍手の無償提供を行い、海岸等清掃によって周辺の環境整備を推進しました。
・河川流域の自然環境の保全を推進するため、環境共生区域（阿多古川、都田川）での河川巡視を職員及び業務委託者で合計 54 回実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
海岸清掃支援回数	63 回	63 回
職員及び業務委託による河川巡視回数	54 回	54 回

その他施策２　自然に親しむ空間の創出

１）親しみやすい水辺づくり　【河川課】

・河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。
・親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。

実施内容・実績

・浜松市の管理する市内河川における維持・保全・改良等工事について、河川の適正な水利用や機能の維持及び美しい自然景観の創出に配慮し実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
河川維持修繕費（決算額）	1,105,503 千円	1,079,765 千円

2）身近な緑の創出　【緑政課、公園課、林業振興課】

・地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。
・公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。
・市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。
・住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。
・市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。

実施内容・実績

・市街地に残る樹林地等で利活用が可能な場所においては、樹林管理ボランティア育成講座等を実施し、市民に親しまれる森づくりに取り組みました。
・浜松城公園（鹿谷地区）の整備においては、在来種の苗木を植栽した法面の維持保全に配慮しました。
・市有施設の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めて頂くよう、緑化推進の指導を行いました。
・事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めて頂くよう、緑化推進の指導を行いました。
・森林の保全や市民の森林の理解を促進することで、流域間の森林・林業を活性化させるため、森林・林業関係団体の支援を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
樹林管理育成ボランティア講座参加者数	42 人	15 人
落葉樹と常緑樹を混植する等、 動物が生息できる環境の確保	継続中	継続中
事業所等敷地内緑化指導件数（市有施設のみ）	2 件	4 件
事業所等敷地内緑化指導件数（民有地のみ）	46 件	49 件
森林啓発団体等への負担金	8,899 千円	8,927 千円

その他施策３　地域の自然資源の活用

1）自然資源の活用による産業の振興

【観光・シティプロモーション課、農業水産課、農業振興課、林業振興課】

・浜名湖などの環境資源を活用した滞在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。
・森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。
・市民農園を整備し、市民が土に親しみ、野菜や花をつくり、ふれあいや家族団らんの場として農地を有効活用します。

・天竜区役所や春野支所といった公共施設への地域材活用を通じて、住宅、店舗、事務所などへの地域材活用を促進します。
・認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。
・浜松やらまいか交流会や展示イベントへの出展などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的に PR をしていきます。

実施内容・実績

・公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローと連携し、浜名湖の弁天島周辺においてアマモの観察を行う滞在プログラムの造成を行いました。造成に当たっては地域事業者と協力し、より参加者が浜名湖の自然を理解し満足感の高くなるようなプログラムとしました。
・小学生とその保護者を対象とした農林業体験等のプログラム「伝えよう！浜松・浜名湖地域のふるさとの味」を夏季及び秋・冬季に開催しました。また、その体験プログラム主催事業者に対し、一般向けにプログラムの造成及び販売を推進し、グリーン・ツーリズムの普及を図りました。
・農地の有効利用と市民が農業を体験できる機会の創造を図るため、新規開設の募集を広報はままつや浜松市認定農業者協議会のホームページ、LINE、農業水産課のインスタグラムにより実施しました。
・FSC®森林認証の認知度向上や持続可能な森林経営・管理の実現を推進するため、市内で生産・加工された天竜材（FSC®認証材）を使い住宅や非住宅の木造・木質化を行う施主を支援しました。
・FSC®森林認証の適切な更新及び認証面積の拡大を図り、本市の森林・林業施策の核として活用しました。
・首都圏等の大都市における天竜材の販路拡大のための連携協定の締結を目指し、各種イベントに参加しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
滞在プログラム造成件数	－	1
「伝えよう！浜松･浜名湖地域のふるさとの味」交流人口	2,148 人	2,926 人
市民農園数（休園数を除く）	40 農園	41 農園
天竜材の家百年住居（すまい）る助成事業	123 棟	90 棟
天竜材ぬくもり空間創出事業	19 件	10 件
FSC®森林認証面積	49,859ha	50,115ha
首都圏大都市主催イベントへのブース出展	2 件	4 件

「基本政策４　自然環境との共生」に対する指標

指標項目	基準値 2023	2024	2025	2026	2027	2028	目標値 2034
主要施策１　生物多様性の保全							
保護地域及び自然共生サイトの面積	53,551ha（2022）						53,700ha（2033）
上段：当初 下段：見直し後	47,932ha（2022）	47,932ha	47,933ha				48,081ha（2033）
環境保全活動に参加した市民の割合	19.7%（2022）	－	－				30.0%（2033）
主要施策２　森林・農地・緑地の保全							
FSC®森林認証面積	49,800ha	49,859ha	50,115ha				53,100ha
多面的機能支払交付金の面積カバー率	34.9%	32.8%	35.8%				40.2%

※ 指標数値の下部に括弧書きで年度表記があるものは、当該年度の指標数値を表す
※ 下線は見直し箇所

【指標に対する評価】

・保護地域及び自然共生サイトの面積は、2025 年度に認定支援を行った事業者の敷地が、市内で初となる自然共生サイトに認定され、順調に拡大しています。なお、2024 年度の生物多様性はままつ戦略 2024 策定時に、基準値及び目標値の面積算定を行いましたが、2025 年度から国が自治体ごとの面積を公表するようになり、算出した面積と不一致となったことから、国が算出した面積に合わせて目標値の見直しを行いました。

・環境保全活動に参加した市民の割合は、参加した生物多様性はままつ戦略 2024 の中間見直し時（2028 年度予定）にアンケート調査を実施する予定です。

・FSC®森林認証面積は、目標値に対して 99%以上の実績値で進捗しています。FSC®森林認証により、適切に保全され、経済的にも持続可能な森林経営を支援しています。

・多面的機能支払交付金の面積カバー率は、目標値 40.2%に対して実績値は 35.8%となりました。多面的機能支払い交付組織の広域化に向けた取組みを推進するとともに、新たな新規地区の設立に向けた地元調整を行ったことから、順調に推移しています。

横断的政策　環境活動を実践する人づくり・適正な環境配慮の促進

主要施策１　学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

１）学校などにおける環境教育　【環境政策課、一般廃棄物対策課】

・学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、分野・対象者別の環境プログラムを提供します。
・幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「E スイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にする心を育んでいきます。
・ごみに関する社会科副読本などを活用することにより、3R の取り組みを推進します。

実施内容・実績

・みどり、水、廃棄物、大気、エネルギー、食、その他、総合の環境分野ごとの 41 プログラムを実施しました。また、学習指導要領の改訂に伴い、環境学習プログラムの対象年齢を見直しました。
・園児を主な対象とした環境学習プログラムを通じて、自然とふれあう機会を提供しました。
・小学 4 年生向けの社会科副読本の作成と、夏休みの「こどもモッタイナイ大作戦」を通じて、ごみ分別や 3R、食べきり、雑がみ収集等の推進を図りました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
環境学習プログラム数	41	41
幼稚園・保育所、こども園における 移動環境教室の年間受講者数	2,946 人	3,185 人
こどもモッタイナイ大作戦参加人数	15,291 人	15,411 人

2）環境教育を担う人材の育成と積極的な活用　【環境政策課】

・環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。
・環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。

実施内容・実績

・環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座を開催し、11 人の新たな人材を育成しました。
・環境学習指導者フォローアップ講座を開催し、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を促進しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
環境学習指導者養成講座修了者数	14 人	11 人
環境学習指導者のフォローアップ講座開催回数	1 回	1 回

3）学校などの教職員に対する環境教育の理解促進　【環境政策課】

・学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラム及び ESD の実証モデルを周知し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。
・教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。

実施内容・実績

・学校などにおいて環境教育を推進するため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、放課後児童会で環境学習プログラムを周知しました。また、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図る方法を検討しました。
・教職員の活動をサポートするため、環境学習プログラムの講師として環境学習指導者を派遣しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
教職員向け研修の検討	検討中	検討中
学校等への環境学習指導者の延べ派遣回数	1,219 回	1,538 回

４）社会など幅広い場における環境教育の推進

【環境政策課、一般廃棄物対策課、廃棄物処理施設課、天竜清掃事業所】

・環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して表彰する制度の設立を検討します。
・協働センターなどにおいて、地域団体やサークルなどを対象に、3R などに関する出前講座を実施するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。
・清掃工場における施設見学の受け入れにより、展示や体験を通じた施設の仕組みやごみに関する問題など、環境について学習する場を提供します。

実施内容・実績

・外来生物対策に貢献した市民捕獲従事者を表彰する制度の内容を検討しました。
・ごみ減量の意識を高めるため、地域団体やサークル、小学校などを対象に、浜松市のごみ処理の現状、ごみ減量の目標値、ごみの減らし方、3R に関する出前講座を実施しました。
・市民に環境学習の場を提供するため、西部清掃工場及び天竜清掃工場において工場本体及び環境啓発施設の施設見学の受け入れを行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
外来生物対策に関する協力者に対する表彰制度	検討中	検討中
出前講座参加者数	958 人	612 人
西部清掃工場における施設見学者数	10,411 人	10,618 人
天竜清掃工場における施設見学者数	5,093 人	4,772 人

５）環境学習プログラム（Ｅスイッチプログラム）の充実【環境政策課、林業振興課】

・NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、E スイッチプログラムの充実を図ります。
・森林環境教育プログラムの普及を図り、市域の約 7 割を占めている森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。

実施内容・実績

・NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを提供しました。
・個人や民間企業等が能動的に森林に集まるとともに、森林サービス産業が積極的かつ自発的に創出されるための取組を進めました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
事業者のプログラム数	3	3
現場見学会等実施数	－	2 回

６）各主体との連携　【環境政策課】

・浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつ E スイッチ）を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。
・事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。

実施内容・実績

・はままつ E スイッチ運営委員会を開催し、環境教育についての情報共有や意見交換を行いました。
・企業や NPO などが所有・使用する土地や建物を自然体験や社会体験の場として提供する、「体験の機会の場」での環境学習イベントを検討しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
イベント出展回数	2 回	4 回
体験の機会の場登録数	2 箇所	2 箇所

主要施策２　開発事業等における環境影響の緩和

１）開発事業の実施に伴う環境配慮　【環境政策課】

・環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、環境保全の見地からより良い事業を行うことを求める「浜松市環境影響評価条例（平成 28 年浜松市条例第 48 号）」を運用します。
・一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を運用します。

実施内容・実績

・「（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）」の進捗に係る情報収集を行いました。また、浜松市環境影響評価条例に基づく「浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター建設に係る環境影響評価　事後調査報告書」に係る審査を実施し、適切と判断しました。
・環境配慮指針に基づき、事業者に対して指導及び環境配慮チェックシートの提出を求めました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）	方法書の審査実施	情報収集の実施
浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター	事後調査報告書（2021-2023 年度）の審査実施	事後調査報告書（2024 年度）の審査実施
環境配慮指針に基づく指導件数	44 件	53 件

その他施策１　多様な主体による環境活動の推進

１）市民等による環境活動の推進【一般廃棄物対策課、カーボンニュートラル推進課】

・環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが 3R や省エネ行動を実践するよう促します。
・国が進めるデコ活を推進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。

実施内容・実績

・環境美化推進員向けの会議を行いました。また、各自治会で行っている環境美化活動を事例集としてまとめ、環境美化推進委員の研修としました。
・市民が集うイベント等において、自ら実行したいデコ活を宣言書へ記入する「デコ活チャレンジ宣言」や環境省認定のうちエコ診断士が家庭での省エネ方法のレクチャーなどを行う「うちエコ診断」を実施し、市民の「デコ活」への意識向上を図りました。
・主に小中学生への出前講座を開催し、脱炭素型ライフスタイル変容のための啓発活動を行いました。
・住宅の断熱性能の重要性について、建築士会と連携して啓発冊子の制作や建築事業者を対象としたセミナーを開催しました。また、建築事業者を通じて啓発冊子を市民へ配布しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
環境美化推進員会議参加者数	659 人	647 人
うちエコ診断制度を活用した 啓発イベント出展回数	10 回	10 回
小中学校への出前講座実施回数	30 回	33 回
建築士会による住宅の断熱性能に関する 市民向け啓発冊子の作成	－	5,000 部

2）協働による環境活動の推進　【緑政課、環境政策課】

・緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。
・浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつ E スイッチ）を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。
・市民団体、事業者、行政が連携して環境保全活動に取り組み、市域の生物多様性を守ります。
・環境保全活動の担い手として市民や事業者が取り組みやすい場を創出するため、市民・事業者・行政がつながる取り組みとして「はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定」の締結を推進します。
・元気で意欲的な高齢者について、地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的な参画を促します。

実施内容・実績

・市街地に残る樹林地等で利活用が可能な場所においては、利活用や樹林管理を行う市民団体を募集し、市民協働による森づくりに取り組みました。
・環境教育及び環境保全活動の活性化を図るため、E スイッチ団体会員と連携し、体験型環境イベントを開催しました。
・環境保全活動を推進するため、はままつネイチャーポジティブパートナーシップ制度の周知啓発を行いました。
・環境保全活動の場を創出するため、イベントなどを通じて支援希望者・支援提供者のエントリーやはままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定の締結を推進しました。
・移動環境教室の講師として積極的に高齢者を派遣することで、生きがいを創出しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
森守チャレンジ提案事業参加団体	3 団体	2 団体
環境啓発イベント出展回数	2 回	4 回
浜松市ネイチャーポジティブパートナーシップ累計エントリー数	8 者	8 者
浜松市ネイチャーポジティブパートナーシップ制度累計協定数	3 者	3 者
65 歳以上の浜松市環境学習指導者数	84 人	89 人

その他施策２　環境に配慮した取組に対する支援

１）事業者への支援　【環境政策課】

・事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。
・事業者が行う環境学習プログラムを募集し、浜松市の公式ホームページで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。

実施内容・実績

・静岡銀行従業員に対する環境教育の取り組みを支援するため、椎ノ木谷特別緑地で環境学習プログラム「いきものと私たちのかかわり」を実施しました。
・エネジン株式会社や Panasonic が実施する環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介し、事業者の取り組みを支援しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
事業者への環境学習指導者の派遣回数	0 回	1 回
事業者のプログラム実施回数	4 回	3 回

２）意識の啓発　【環境政策課、市民生活課】

・庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを認識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図ります。
・環境分野だけでなく、多様な分野において持続可能な社会の重要性を意識した、消費者教育の啓発、推進に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。

実施内容・実績

・庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを認識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図りました。
・幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、出前講座を通じてエシカル消費・フェアトレードを意識した消費者教育・啓発を実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
消費者教育に関する出前講座の開催回数	67 回	63 回

その他施策３　環境活動や体験の場の充実

１）体験の場の整備　【環境政策課】

・環境教育等促進法第 20 条に基づき、NPO や事業者が提供する自然体験活動などに対して市長が認定を行う「体験の機会の場」について、登録申請を促すとともに制度の周知に努めます。

実施内容・実績

・「体験の機会の場」について浜松市の公式ホームページで「体験の機会の場」に認定された場所の紹介と制度の周知啓発を行いました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
体験の機会の場認定登録数	2 件	2 件

２）プログラムの充実　【動物園】

・動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、教育プログラムの充実を図ります。

実施内容・実績

・動物園で飼育する動物を通して、いのちの大切を伝えるとともに、動物たちの生息環境が脅かされている現状などを周知し環境保全の必要性を伝えるため、教育プログラムを実施しました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
教育プログラム実施回数	106 回	106 回
教育プログラム受講人数	4,357 人	4,257 人

その他施策４　環境情報の発信・共有

１）様々な場面における効果的な環境情報の発信【環境政策課、一般廃棄物対策課、国際課】

・生物多様性や環境教育等に関する情報を市ホームページ等で公開するとともに、SNS 等を活用して発信します。
・本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。
・ごみ減量を行動にうつすための動機付けになる情報の発信を推進します。
・事業者が CSR として環境活動に取り組みやすいよう、市内で活動している市民活動団体や市内で行われる環境保全活動などの情報提供を行います。
・市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みについて、浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつＥスイッチ）を活用し、各主体間で情報を共有します。
・都市・自治体連合（UCLG）やインターカルチュラル・シティ（ICC)を通じた交流、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。

実施内容・実績

・市民協働調査や浜松市環境学習指導者養成講座等の情報を市ホームページで公開するとともに、X や Instagram、Facebook 等への投稿を通じて環境教育の取組情報を発信しました。
・本市に多数在住する外国人に対する快適な生活環境の提供を図るため、ごみの分別方法や市民マナー条例の周知など生活に密着した環境情報の発信を実施しました。
・市のごみの現状を市民に知ってもらうため、1 人一日あたりの家庭ごみの排出量を、毎月市公式 LINE で発信しました。プロポーザル方式による業務委託にて、ごみ減量キャンペーン・Go！みんなで 404 チャレンジの広報（WEB 広告・ブース出展・啓発イベント）を実施しました。
・事業者が CSR として環境活動に取り組みやすいよう、市内で活動している市民活動団体や市内で行われる環境保全活動などの情報提供を行いました。
・市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取組状況を収集し、浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつＥスイッチ）会員にメール配信にて情報を共有しました。
・都市・自治体連合（UCLG）等国際機関への参画を通じ、環境施策の事例収集を行ったほか、「都市間連携フォーラム 2025 浜松」を開催し、都市間連携の拡大・発展を考える機会としました。

項目	2024（R6）	2025（R7）
外国語版「ごみ・資源物 正しい出し方」の作成・配布	－	8 か国語
404 チャレンジ啓発イベント参加者数	325 人	290 人
404 チャレンジ Instagram 広告視聴回数	－	37,681 回
404 チャレンジ Google ディスプレイ広告クリック数	－	3,202 回
404 チャレンジブース出展啓発物品配付数	－	3,136 個
ネットワーク会員に対する情報発信	24 回	12 回
国際機関への参画等を通じた情報収集・発信、連携強化	継続	継続

横断的政策　環境活動を実践する人づくり・適正な環境配慮の促進

指標項目	基準値 2023	2024	2025	2026	2027	2028	目標値 2034
主要施策１　学校・地域・社会など幅広い場における環境教育							
環境学習会に参加した市民の人数	10,272 人（2022）	9,723 人	12,902 人				14,000 人（2033）
環境学習指導者養成講座修了者数	102 人	116 人	127 人				210 人

※ 指標数値の下部に括弧書きで年度表記があるものは、当該年度の指標数値を表す

【指標に対する評価】

・小学校などで開催される学習会に環境学習指導者を派遣する 移動環境教室の受講者数は、順調に増加しています。これは、講座に対応できる指導者を増やすなど、学校の希望に応えやすくしたことによるものと考えられます。

・環境学習指導者養成講座の修了者数は、2025 年度で累計 127 人となり、計画以上となっています。これは、案内ちらしのデザインの見直しなどの広報活動を強化した結果、申し込みが増加したことによるものと考えられます。

資料３

生物多様性はままつ戦略 2024 の令和 7 年度進捗報告について

環境部環境政策課

１. 生物多様性はままつ戦略 2024 の概要

市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進するため、2024（令和 6）年 3 月に 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、「ネイチャーポジティブ※1」や「30by30 目標※2」など新しい考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略 2024（以下「戦略 2024」）」を策定しました。

戦略 2024 では、目指す将来像「海から山まで多様な生物と人々の暮らしが共存する都市～はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ～」の実現のため、「保護地域・自然共生サイトの拡大」、「特定外来生物の防除」、「パートナーシップ活動の拡大」、「はままつ生物多様性人づくり」の 4 つの重点プロジェクトにより、生物多様性の保全を推進します。

戦略 2024 の計画期間は 2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度の 10 年間です。また、進捗管理は、14 の確認指標と 3 つの成果指標により行います。

※1　自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させること

※2　2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている

２. 重点プロジェクト

プロジェクト１　保護地域・自然共生サイト※3、4の拡大

市内における自然共生サイトを増やすことにより、多様な生物のすみかの保全と回復を図っていきます。

（主な取り組み）

・2025（令和 7）年 12 月に愛管株式会社の企業敷地「連理の木の下で（浜名区都田町）」が市内で初となる自然共生サイトに認定されました。認定に当たり、地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画作成のための支援を行いました

・市有地における自然共生サイトの認定を推進するため、国交付金を活用して伊左地緑地と半田緑地の自然環境調査を実施しました（2026（令和 8）年 5 月認定申請、10 月に認定予定）

※3　保護区域は自然公園や鳥獣保護区など法により保護されている区域

※4　自然共生サイトは地域生物多様性増進法に基づき認定された増進活動実施計画の区域





愛管株式会社「連理の木の下で」

プロジェクト２　特定外来生物の防除

本市における多様な生物のすみかの保全と回復を図っていくために、特定外来生物による影響について広く周知するとともに、市民協働による防除を実施します。

（主な取り組み）

・クリハラリスと同様に、アライグマとヌートリアの防除を市民協働で行うため、市民捕獲従事者制度を 2025（令和 7）年度に開始しました
・市民がアライグマ、クリハラリス、ヌートリアの捕獲従事者となる際に対面での講習会の受講、申請書（添付として身分証）の提出が必要となり、講習会の開催が限られることが、登録の障壁となっていたため、講習会の受講から登録申請、許可証の受け取りまでの手続きをオンラインで完結するようにしました
・E スイッチプログラム「わたしの町にもいる！外来生物」を使った環境学習会の申込が市内の小学校 5 校からあり、333 人の児童が講座を受講しました
・アライグマの防除として業務委託による捕獲を実施し、16 頭捕獲しました
・クリハラリスの防除として業務委託による捕獲を実施し、1,082 頭捕獲しました。この他に職員と市民による捕獲が 396 頭あり、合計 1,478 頭捕獲しました
・ヌートリアの防除として業務委託による捕獲を実施し、210 頭捕獲しました。この他に職員と市民による捕獲が 17 頭あり、合計 227 頭捕獲しました

※E スイッチプログラムは、浜松市の地域特性を取り入れた浜松市版環境学習プログラム

2025（令和 7）年度特定外来生物対策状況

種名		アライグマ		クリハラリス		ヌートリア	
		2024 年	2025 年	2024 年	2025 年	2024 年	2025 年
目撃情報件数		52 件	82 件	105 件	211 件	619 件	790 件
市民捕獲従事者数※		－	2 人	95 人	152 人	－	8 人
捕獲頭数	業務委託	12 頭	16 頭	291 頭	1,082 頭	213 頭	210 頭
	職員・市民	1 頭	0 頭	188 頭	396 頭	26 頭	17 頭
	合計	13 頭	16 頭	479 頭	1,478 頭	239 頭	227 頭

※アライグマ、ヌートリアの市民捕獲は令和７年９月から実施

プロジェクト３　パートナーシップ活動の拡大

市内で環境保全活動を実施する市民活動団体において、人手不足等の課題を抱える団体が多くあります。さらに、環境保全活動を広めるために、多様な主体の連携を推進します。

（主な取り組み）

・CSR 活動として環境保全活動を希望する事業者の相談を受け、市内の環境保全団体とマッチングを行いました（１件マッチング）

・環境保全活動の裾野を広げるため、2025（令和 7）年 7 月に生物多様性保全に関する協定制度の名称を「浜松市いきものパートナーシップ協定」から「はままつネイチャーポジティブパートナシップ協定」に名称を変更しました。併せて、事業者側もエントリー制及び、3 者協定だけでなく 2 者協定も可能とする改正を行いました

プロジェクト４　はままつ生物多様性人づくり

地域の生物多様性を支えていくためには、市民が生物多様性の大切さを理解し、自ら主体的に学び、考え、行動することが必要です。市内の環境学習及び環境保全活動を活性化させるため、環境教育、環境保全活動の参加者を増やす事業に取り組みます。

（主な取り組み）

・環境学習指導者養成講座を開催し、新たに 9 人が浜松市環境学習指導者に登録しました

・移動環境教室として市内で開催される学習会に浜松市環境学習指導者を派遣し、延べ 12,902 人が環境について受講しました

・市民の生物多様性への関心を高めるため、市民参加型生きもの調査として、浜名区都田町でナゴヤダルマガエル、浜名区細江町気賀の浜名湖でカモ類の調査を実施しました（参加者数：ナゴヤダルマガエル　10 組 23 人、カモ類　25 人）







左：カエル調査の様子　中央：ナゴヤダルマガエル　右：カモ類調査の様子

３.確認指標

市内の生物多様性の取り組み状況を把握するため、取り組み方針ごとに代表的な事業を確認指標として選定しています。

基本方針１　多様な生物のすみかの保全と回復

取り組み方針	確認指標	戦略策定時	2024（R6）	2025（R7）	担当課
方針１ 生物の生息・生育場所の保全	クリハラリス推定生息数	5,000 頭	4,700 頭	8,300 頭	環境政策課
方針２ 持続可能な農林水産業の促進と緑地・里山里地の保全	環境保全型農業直接支払交付金の対象面積	8,885a	8,591a	6,128a	農業振興課
	FSC 森林認証面積	49,538ha	49,859ha	50,115ha	林業振興課
方針３ 自然環境の保全と自然を活用した解決策の推進	自然共生サイト累計登録数	0 件	0 件	1 件	環境政策課

「生物の生息・生育場所の保全」では、特定外来生物クリハラリスの市内における生息数は、増加傾向にあると推定されました。生息数推定は、算出の方法から捕獲数が増えれば増加、減れば減少となります。2025（令和７）年度は、2024（令和 6）に比べ、業務委託の作業量及び市民捕獲従事者数が増えたことにより、捕獲数が増え、それに伴い推計数が増加しました。

「持続可能な農林水産業の促進と緑地・里山里地の保全」では、生物多様性保全や地球温暖化防止に効果の高い農業生産活動を支援する環境保全型農業直接支払交付金の対象面積は減少となりました。

国際機関である森林管理協議会（FSC）が定めた基準に基づき、環境、社会、経済の便益に適った持続的な森林管理が行われている FSC 森林認証面積は拡大しています。

「自然環境の保全と自然を活用した解決策の推進」では、令和７年 12 月に浜松市内で初となる自然共生サイト（連理の木の下で）が認定されました。

基本方針２　生物多様性を守るしくみづくり

取り組み方針	確認指標	戦略策定時	2024（R6）	2025（R7）	担当課
方針４ 様々な主体との円滑な連携、活動支援	Ｅスイッチネットワーク登録団体数	40 団体	45 団体	43 団体	環境政策課
	市民協働による緑地保全活動の年間参加人数	2,094 人	1,915 人	1,721 人	緑政課
方針５ 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用	市民参加型生物調査の年間開催回数	1 回	2 回	2 回	環境政策課

「様々な主体との円滑な連携、活動支援」では、環境教育や環境保全活動の推進に向けて、市民、市民活動団体、事業者、学校、行政機関が連携し、協働して取り組みを行うことを目的に組織された「浜松市環境教育推進ネットワーク（通称Ｅスイッチネットワーク）」の参加団体は、事業見直しを理由とした退会により減少しました。また、富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区や市民の森における市民協働による緑地保全には年間で約 1,700 人の方が活動しました。

「生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用」では、市民協働調査として、ナゴヤダルマガエルとカモ類の観察会を実施しました。（重点プロジェクト４）

基本方針３　生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

取り組み方針	確認指標	戦略策定時	2024（R6）	2025（R7）	担当課
方針６ 地域の生物多様性を支える人づくり	環境学習指導者養成講座による人材育成人数（累計）	92 人	116 人	127 人	環境政策課
	浜松市みどりの人材支援プロジェクト年間参加人数	57 人	70 人	29 人	緑政課
方針７ 自然とのふれあいの機会の創出、自ら行動する市民の育成	Ｅスイッチプログラム年間受講者数	5,872 人	7,103 人	9,385 人	環境政策課
	森林・林業体験活動への年間参加人数	1,994 人	2,133 人	2,082 人	林業振興課
	市が実施する交流事業の年間開催回数	36 回	37 回	22 回	中山間地域振興課
	年間農林漁業体験プログラム数	96 件	93 件	110 件	農業水産課
	農村漁家民宿年間宿泊者数	446 人	601 人	405 人	農業水産課

「地域の生物多様性を支える人づくり」では、環境学習指導者養成講座、みどりを活用した市民協働によるまちづくりの担い手育成講座により、環境教育、環境保全活動の担い手を育成しました。

「自然とのふれあいの機会の創出、自ら行動する市民の育成」では、浜松市版環境学習プログラム（Ｅスイッチプログラム）により環境について学んでもらうとともに、森林・林業体験活動、農林漁業の体験プログラム、中山間地域の交流事業、農村漁家民宿により、生物多様性の恵みを実感していただきました。

４. 成果指標

成果指標の目標年度は 2033（令和 15）年度とし、2028（令和 10）年度に中間の見直しを実施予定です。

基本方針	成果指標	目標値	戦略策定時	2024（R6）	2025（R7）
基本方針１ 多様な生物のすみかの保全と回復	保護地域及び自然共生サイトの面積	48,081ha （＋149ha）	47,932ha	47,932ha	47,933.3ha （＋1.3ha）
基本方針２ 生物多様性を守るしくみづくり	環境保全活動に参加した市民の割合	30.0% （＋10.3%）	19.7%	―	―
基本方針３ 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり	環境学習会に参加した市民の人数	14,000 人 （＋3,728 人）	10,272 人	9,747 人	12,902 人 （＋3,155 人）

基本方針１　保護地域及び自然共生サイトの面積

指標値の基礎となる保護地域の面積の算出を、2023（令和 5）年度に生物多様性はままつ戦略 2024 作成業務委託で行いましたが、国（環境省）が 2025（令和 7）年度から自治体ごとの面積を公表するようになり、算出した面積と不一致となっているため、国が算出した面積に合わせて目標値の見直しを行いました。修正後の保護地域の市域に対する割合は 30.8%と、30by30 目標である 30%を上回っているため、目標とする増加面積 149ha は変更しないこととしました。

指標値の見直し（保護区域及び自然共生サイトの面積）

項目	基礎面積	市域面積割合	増加目標	目標値
修正前	53,551ha	34.4%	149ha	53,700ha
修正後	47,932ha	30.8%	149ha	48,081ha

自然共生サイトの認定が 1 件あったため、「保護地域及び自然共生サイトの面積」が 1.3ha 増加しました。

基本方針２　環境保全活動に参加した市民の割合

本指標は、戦略 2024 作成時に実施したアンケート結果によります。2028（令和 10）年度の中間見直し時に、同様の方法でアンケートを実施予定です。

基本方針３　環境学習会に参加した市民の人数

本指標は、移動環境教室の年間参加人数になります。小学校からの申込が増加した結果、昨年度に比べ 3,155 人増加しました。

資料 4-1

令和 7 年度ごみ・資源物の排出状況について

環境部一般廃棄物対策課

1 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の進捗について

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図るとともに一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）を策定している。

計画では、本市のごみ処理状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和 10 年度）における計画目標値を設定し、更なるごみの減量や資源化を進めることとしている。

令和 7 年度の各計画目標値に対する実績は次のとおり。

(1) ごみ総排出量の推移

計画では、本市として最終処分まで行う「ごみ総排出量」（もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の合計）を指標としており、令和 2 年度実績 214,378ｔであったものを令和 10 年度までに約 10%減の 193,055ｔ以下に抑制するとしている（図表 1、2）。

令和 7 年度のごみ総排出量の実績値は 186,871ｔとなり、令和 6 年度実績から 5,421ｔ減少（前年度比 97.2%）し、令和 7 年度計画目標値の 202,543ｔを下回った。

令和 7 年度のごみ総排出量の内訳は、令和 6 年度実績と比較して家庭系ごみは 3,283ｔ減少（前年度比 97.4%）、事業系ごみは 2,138ｔ減少（前年度比 96.7%）した。

また、補助指標の「一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」（図表 3）の令和 7 年度実績は 438.0ｇ/人・日となり、令和 7 年度計画目標値の 441.5ｇ/人・日を下回った。

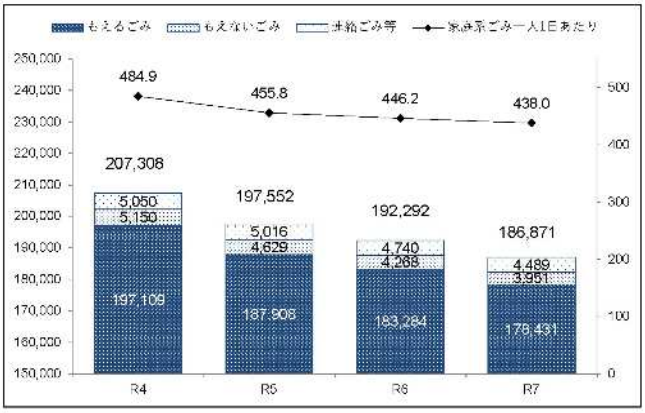
これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化の検討により、ごみ減量への関心が高まり行動変容につながったことが要因の一つであると考えられる。また、食料品価格等の高騰により、食料品や家事用品などの消費が抑制されたものと推測される。

なお、「ごみ総排出量」は計画最終年度（令和 10 年度）の目標値を下回る水準となったが、「一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」は令和 10 年度の計画目標値 404.0ｇ/人・日に対して約 108%となっている。

図表 1　ごみ総排出量の実績値（ｔ）※R10：計画最終年度

		基準:R2	R4	R5	R6	R7	R10
計画目標値		-	214,146	210,219	206,352	202,543	193,055
実績値		214,378	207,308	197,552	192,292	186,871	-
	家庭系ごみ	147,177	140,448	131,760	127,891	124,608	-
	事業系ごみ	67,201	66,860	65,792	64,401	62,263	-

図表 2　ごみ総排出量の推移　※棒グラフ部分は小数点以下非表示のため、棒グラフの合計値と総排出量は不一致となる



図表３　一人１日あたりの家庭系ごみ排出量の実績値（ｇ/人・日）※R10：計画最終年度

	基準:R2	R4	R5	R6	R7	R10
計 画 目 標 値	-	479.0	466.5	454.0	441.5	404.0
実 績 値	504.0	484.9	455.8	446.2	438.0	-

■ごみ総排出量にかかる補助指標の実績値　※R10：計画最終年度

補助指標		基準	R4	R5	R6	R7	R10
事業系ごみに含まれる搬入不適物(%)	目標値	-	26	23	21	18	11
	実績値	28 (R3)	41	34	34	37	-
家庭系食品ロス量(t)	目標値	-	9,133	8,890	8,653	8,422	7,734
	実績値	10,716(H30)	2,762	2,473	2,402	5,737	-
事業系食品ロス量(t)	目標値	-	8,466	8,306	8,149	7,995	7,584
	実績値	9,137(H30)	5,420	7,555	7,275	7,573	-

※搬入不適物：再生利用可能な紙類・衣服類・布類、廃プラスチック類等

※食品ロス量：ごみ組成調査による「食品ロス」推計量

(2)　資源化率（民間回収分を含めたリサイクル率）等の推移

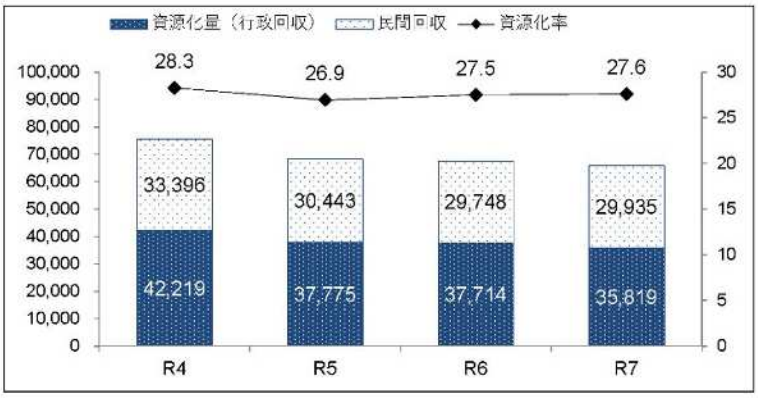
本市の特色としては、民間の回収拠点が充実していることが挙げられる。そのため、計画では民間回収分を含めたリサイクル率である「資源化率」を指標として設定している。

令和７年度の再資源化されたごみ・資源物の量（以下、「資源化量」という）は、行政回収分が前年度から 1,895ｔ減少（前年度比 95.0%）し、民間回収分は 187ｔ増加（前年度比 100.6%）した。この結果、資源化率は 27.6%となり、前年度から 0.1 ポイント増加（図表 4、5）した。全体の資源化量は減少する一方で、資源化率はわずかに増加しているのは、ごみを含めた全体排出量が減少したためである。

行政回収分は、プラスチック製容器包装は増加しているが、ペットボトル、特定品目は減少している。集団回収量は、コロナ禍以降継続している自治会等における担い手不足等により減少する一方で、市の施設を利用した拠点回収量は増加している。

民間回収分は、回収拠点の増加に伴い回収量が増加している。特に段ボールの回収量の増加が大きく、インターネット通販の拡大が要因と推測される。

図表４　資源化量・資源化率の推移



※民間回収分について誤りがあったため実績値を訂正している。

令和６年度民間回収量　誤：34,385ｔ　正：29,748ｔ

図表 5　資源化率の実績値（%）※R10：計画最終年度

	基準：R2	R4	R5	R6	R7	R10
計 画 目 標 値	-	27.8	28.2	28.6	29.0	30.2
実 績 値	24.7	28.3	26.9	27.5	27.6	-

※「資源化率」の算定方法　：　（資源化量÷ごみ・資源物の総排出量）×100

■資源化率にかかる補助指標の実績値　※R10：計画最終年度

補助指標		基準：R3	R4	R5	R6	R7	R10
家庭系ごみに含まれる資源物の割合(%)	目標値	-	18.1	16.8	15.4	14.1	10.0
	実績値	19.5	29.2	29.9	29.9	19.0	-
事業系ごみに含まれる資源物の割合(%)	目標値	-	13.4	12.4	11.3	10.2	7.0
	実績値	14.5	16.8	14.6	14.6	13.8	-

※ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値

※令和 6 年度は組成調査不実施のため令和 5 年度実績値と同値

(3)　最終処分量の推移

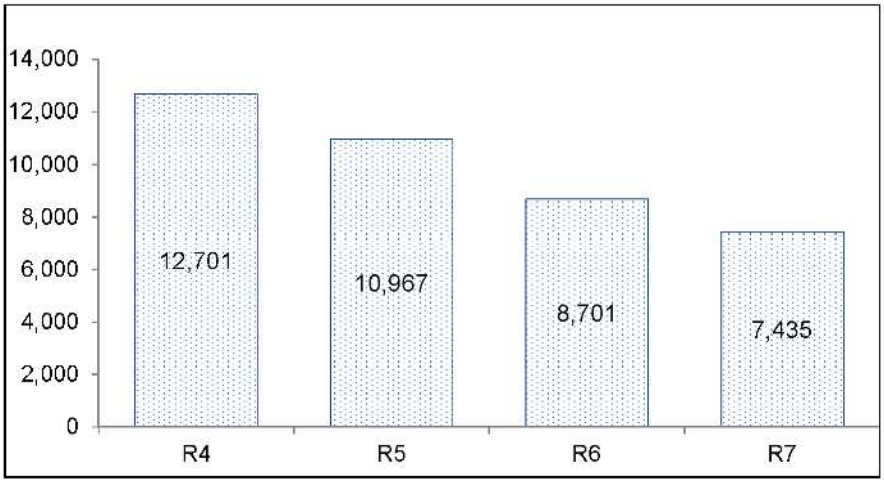
最終処分量は、市が持続的にごみ処理を行う中で必要となる最終処分場の維持に関係する指標である。

令和 7 年度の最終処分量の実績値は 7,435ｔで、令和 6 年度実績から 1,266ｔ減少（前年度比 85.4%、図表 6、7）した。令和 6 年度の天竜清掃工場稼働から進めてきた溶融・資源化処理が、1 年を経てさらに円滑・安定化したことにより継続的な減少につながったものと推測される。

図表 6　最終処分量の実績値（ｔ）

	基準：R2	R4	R5	R6	R7	R10
計 画 目 標 値	-	12,849	12,613	12,381	12,153	11,583
実 績 値	13,168	12,701	10,967	8,701	7,435	-

図表 7　最終処分量の推移



2 各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間とし、「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す」という基本理念を実現するため、以下の 3 つの基本方針を定めている。

基本方針 1　ごみの減量・資源化と適正処理の推進
基本方針 2　市民・事業者・市の協働による取組みの推進
基本方針 3　ごみ処理と資源化の体制整備の推進

ごみの減量・資源化を進め、3 つの計画目標「ごみの総排出量」、「資源化率」、「最終処分量」とそれらに関連する補助指標の数値目標を継続して達成するために、現在挙げられている施策を着実に遂行し、更に内容を充実させ取り組んでいく必要がある（図表 8）。

基本方針に基づいた各種施策については、毎年度、実施計画を策定している。令和 7 年度は、サーキュラーエコノミーに関する取組を行う企業・団体等の連携強化を図るためのプラットフォームとして「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP）」を創設するなどの施策を実施し、43 施策全てにおいて図表 9 のとおり実施した。令和 6 年度からの継続している施策であり数値による比較が可能なものについては、令和 6 年度の実績を併記した。

図表8　各目標と個別施策の関連

■各施策の達成状況の数値化

・令和7年度の**計画目標**を達成したものは**5点**

・令和7年度の**補助指標**を達成したものは**1点**

■基本方針ならびに施策の評価について

◎:計画目標及び補助指標の達成割合が80%より高い

○:計画目標及び補助指標の達成割合が60%より高い

△:計画目標及び補助指標の達成割合が40%より高い

×:◎～△に該当しないもの

基本方針1「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」　評価: 64%　○

施策		施策評価	計画目標及び補助指標の達成割合										
			達成割合		**ごみ総排出量(5)**	一人1日あたりの家ごみ排出量(1)	事業系ごみ搬入不適物混入率(1)	家庭系食品ロス量(1)	事業系食品ロス量(1)	**資源化率(5)**	家庭系ごみに含まれる資源物の割合(1)	事業系ごみに含まれる資源物の割合(1)	**最終処分量(5)**
(1)	家庭ごみの減量の推進	○	63%	12/19	5	1		1		0	0	0	5
(2)	家庭ごみの資源化の推進	○	67%	12/18	5	1		1		0	0		5
(3)	事業系ごみの減量・資源化	○	61%	11/18	5		0		1	0		0	5
(4)	ごみの適正処理の推進	○	67%	12/18	5	1		1		0	0		5

基本方針2「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」　評価: 65%　○

施策		施策評価	計画目標及び補助指標の達成度										
			達成割合		**ごみ総排出量(5)**	一人1日あたりの家ごみ排出量(1)	事業系ごみ搬入不適物混入率(1)	家庭系食品ロス量(1)	事業系食品ロス量(1)	**資源化率(5)**	家庭系ごみに含まれる資源物の割合(1)	事業系ごみに含まれる資源物の割合(1)	**最終処分量(5)**
(1)	人材育成及び環境教育の推進	○	67%	12/18	5	1		1		0	0		5
(2)	市民との協働の推進	○	67%	12/18	5	1		1		0	0		5
(3)	事業者との協働の推進	○	63%	12/19	5			1	1	0	0	0	5

基本方針3「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」　　評価：62%　　○

施策		施策評価	計画目標及び補助指標の達成度										
			達成割合		**ごみ総排出量(5)**	一人1日あたりの家ごみ排出量(1)	事業系ごみ搬入不適物混入率(1)	家庭系食品ロス量(1)	事業系食品ロス量(1)	**資源化率(5)**	家庭系ごみに含まれる資源物の割合(1)	事業系ごみに含まれる資源物の割合(1)	**最終処分量(5)**
(1)	安定的な体制整備の推進	○	62%	13/21	5	1	0	1	1	0	0	0	5
(2)	効率的な体制整備の推進												
(3)	災害時の体制整備の推進												

図表９　個別施策

基本方針１　ごみの減量・資源化と適正処理の推進

（1）家庭ごみの減量の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	家庭系ごみの減量を推進するための取組みの検討・実施	GO！みんなで 404 チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS 媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらなるごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。	若年層・ファミリー層（20 代～40 代）をターゲットに、SNS・インターネット広告の配信、専用サイトの作成及び運営、イベントの開催・出展を実施した。 【SNS 等周知】 ・Instagram 動画広告（7 月 1 日～） 表示回数 : 60,045 回／視聴回数 : 37,681 回（視聴率 62.75%） ・Google ディスプレイ広告（7 月 1 日～） 表示回数：2,288,928 回 ・杏林堂店内放送（8 月 1 日～、偶数月） 対象店舗：89 店舗（市内 42 店舗含む） 放送回数：138,840 回 ・浜松市環境部公式インスタグラム 投稿数：4 回、フォロワー数：1,754 アカウント （R6：投稿数 23 回、フォロワー数 1735 アカウント） 【新聞掲載】 ・中日新聞（5 月 28 日、5 月 30 日、10 月 19 日） ・静岡新聞（5 月 28 日） 【啓発イベント開催】 ・9 月 6 日 講演会＆ワークショップ 「笑う！遊ぶ！学ぶ！ごみ減量チャレンジ Day」 申込数：416 人／来場者数：290 人 【啓発イベント参加】 ・5 月 25 日ごみゼロフェスタ（富塚協働センター）他 14 会場 ・うち市内イベントへのブース出展 参加：7 回 広報物配布：延べ 3,136 人 【大学との連携】 市内 6 大学と連携したチラシの配布により、不用品のリユースについて周知啓発を行った。 連携先：静岡大学、浜松医科大学、静岡文化芸術大学、聖隷クリストファー大学、浜松学院大学、常葉大学
2	家庭ごみ有料化の検討	家庭ごみ有料化の実施時期については、ごみ減量目標の達成状況や定着状況に加え、社会経済情勢を見ながら総合的に判断し決定する。	ごみ減量・資源化に取り組んだ結果、R7 年は家庭ごみ一人 1 日あたりの排出量目標 441.5g を達成した。本市として、社会経済情勢も含めて総合的にみて、直ちに家庭ごみ有料化を実施する局面にはないものとした。 （R6：家庭ごみ一人 1 日あたりの排出量目標 454g）
3	食品ロス削減推進事業	従前の食品ロス削減協力店及び脱プラスチック推進事業者制度、浜松市 3R 推進優良事業者制度などを統合し、サーキュラーエコノミーに関する取組みを行う企業・団体等を登録し、官民連携の強化を図るプラットフォームを創設する。	・従前の官民連携制度を統合。「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP)」を創設して、登録業者の募集を開始した。令和 8 年 3 月 31 日時点での会員数は 37 事業者（事務所・店舗等の総数：117 か所）。 ・はままつ循環経済パートナーズキックオフ講演会を開催し、101 名の参加が得られた。 開催日：令和 7 年 11 月 6 日（アクトシティ浜松）
4	生ごみの減量推進事業	・生ごみの減量の推進のため、コンポスト及び密封発酵容器を無料で配布する。 ・家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に対して補助金を交付し、家庭用生ごみ処理機の普及促進を図る。	・生ごみの減量の推進のため、コンポスト及び密封発酵容器を配布した。 【堆肥化容器配付実績】 コンポスト：734 世帯（R6：1,042 世帯） 密封発酵容器：185 世帯（R6：164 世帯） ・家庭用生ごみ処理機の補助金を交付し、同処理機の普及促進を図った。

№	個別施策	年度計画	実施内容
			【家庭用生ごみ処理機補助実績】 268 世帯（R6：276 世帯）
5	リユースの取組の促進・支援	リユースサイトを運営する事業者と連携し、市のホームページ等で啓発することで不用品のリユースを促す。	不用品のリユースについて以下のとおり周知啓発を行った。 ・連携事業者のリユースサービスを本市ホームページに掲載 ・（再掲）市内 6 大学と連携したチラシの配布により、不用品のリユースについて周知啓発を行った。 また、本庁舎ならびに鴨江分庁舎に回収ボックスを設置し、リユース品の回収を実施した。（㈱ECOMITT との資源循環等の推進に関する協定にもとづく）

(2) 家庭系ごみ資源化の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	新たな資源化品目の調査・検討	他都市や企業の情報を収集し、今後の動向を注視するとともに、民間事業者と連携して、新たな資源循環施策を立案する。	他都市や企業の情報を確認するとともに、先行事例について調査研究を行った。
2	雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討	GO！みんなで 404 チャレンジのほか、雑がみ分別袋の配布等により、ごみの減量と資源化を推進する。	・雑がみリサイクルの啓発のため雑がみ分別袋を 12 万部（R6：15 万部）作成し、市内の幼稚園・保育園・小中学校、市施設窓口、市内小売店で配布した。 ・清掃事業所、清掃センター、区役所等に古紙、古着等の回収拠点を設置し、資源物回収を実施した。
3	資源物回収拠点の整備・拡充と拠点情報の発信	・地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。 ・清掃事業所、センター、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、木製家具、廃食用油、インクカートリッジ等の回収拠点を設置する。 ・民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などを情報発信する。	・資源物集団回収について、回収実績に応じた協力金 21,780,657 円（R6：25,536,875 円）を交付したほか、前年度回収実績を上回った回収団体に対し加算金 306,900 円（R6：362,332 円）を交付した。 ・清掃事業所、センター、区役所等に古紙、古着等の回収拠点を設置し、資源物回収を実施した。 ・民間事業者による資源物回収拠点の調査を実施し、市庁舎等の資源物回収拠点とともに Google マイマップでの情報提供を実施した。 【回答のあった拠点数】213 か所　※うち 208 か所公開 （R6：173 か所　※うち 166 か所公開）
4	家庭系生ごみバイオマス事業の調査研究	事業系生ごみバイオマス事業の進捗状況を注視しつつ、家庭系生ごみ分別収集・バイオマス事業の先行事例を調査研究する。	引き続き、事業系生ごみバイオマス事業計画の進捗を確認するとともに、先行事例について調査研究を行った。
5	プラスチック資源の分別収集に係る情報収集及び実施検討	プラスチック資源の分別収集について情報収集を行うとともに、本市に適した実施方法を検討する。	プラスチック資源の分別収集について情報収集を行うとともに、本市に適した実施方法を検討した。

(3) 事業系ごみの減量・資源化の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	事業系一般廃棄物の適正処理の周知	排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の分別区分や排出方法について、市ホームページ等により周知啓発することで、事業系一般廃棄物の適正処理を徹底するとともに、ごみの減量を見込む。	事業系一般廃棄物の分別区分や排出方法を記載したリーフレット等を市ホームページに掲載し、周知啓発を行った。
2	事業系一般廃棄物の適正処理の指導	事業系一般廃棄物の適正処理を促すため、事業系一般廃棄物が集積所に排出された場合、清掃事業所等と共に、排出された廃棄物の内容等を確	市民等から通報があった際には、事業系ごみの内容等を確認し、排出事業者を特定できた場合には、排出事業者に対して個別指導を行った。

№	個別施策	年度計画	実施内容
		認し、排出事業者に対する指導を実施する。	
3	大規模建築物所有事業者に対する指導	大規模建築物所有事業者に対して、減量・資源化・適正処理計画書（以下「減量等計画書」）の提出を呼びかけるとともに、減量等計画書に基づく立入検査、指導を行う。	【実績】 減量等計画書の提出件数：394 件　（R6：397 件） 減量等計画書に基づく立入検査件数：40 件　（R6：60 件）
4	清掃工場等における搬入検査の実施	事業系一般廃棄物の適正処理を確認するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、一般廃棄物収集運搬業者を対象とした講習会を行うなど、啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図る。	天竜清掃工場ならびに西部清掃工場で展開検査を実施し、不適当な搬入が確認された場合には行政指導を実施した。 ・天竜清掃工場 搬入検査 2 回（6 月 12 日、6 月 27 日） 指摘事項なし ・西部清掃工場 搬入検査 1 回（10 月 10 日） 指摘事項：産廃の持ち帰り及び適正処理、身分証の携帯指示、1 辺 60 ㎝超廃棄物の搬入禁止等 （R6：展開検査合計 6 回） また、一般廃棄物収集運搬業説明会を開催し、収集運搬許可業者に対し、分別ならびに資源化の徹底について説明を実施した。 開催日：令和 7 年 10 月 17 日（西部清掃工場）
5	再生利用可能な事業系古紙の搬入規制	再生利用可能な事業系古紙の清掃工場への搬入を規制するため、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系古紙の再資源化徹底について、周知啓発を図る。	排出事業者から廃棄物の処理方法に関する相談を受けた際に、搬入規制を行っていることを案内するとともに、古紙回収取扱業者を案内している。
6	事業系生ごみバイオマス事業の推進	事業計画及び関係法令の許認可手続きの進捗について注視するとともに、創業後の資源化誘導策について事業者及び関係部署と検討を進める。	引き続き、関係法令許認可取得状況を注視するとともに、必要な支援を実施する。
7	使用済紙おむつリサイクルの推進	令和 6 年度に実施した使用済紙おむつ資源循環実証事業の結果を踏まえ、官民連携や、自治体間連携による協議を行い、実装に向けた検討を行う。	湖西市、磐田市、菊川市及び森町との共同提案により、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援事業」に採択され、5 市町の排出事業者（保育・高齢者施設）アンケート及び処理シミュレーション、コスト試算を実施した。 アンケートでは、排出事業者の紙おむつリサイクルに対する前向きな思いが確認できた。一方で、現行処理に比べてコスト増が見込まれるなどの課題も明確になった。
8	事業者と連携した資源循環などの推進	民間主体となる資源循環や新しい処理技術の振興を促すため、民間事業者の新規事業にあっては、法令上の相談・指導や、必要な支援などを行う。	業者等から相談があった際には、法令等の制度説明を行い、必要な助言・指導を行った。

（4）ごみの適正処理の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	環境美化推進員の研修の充実	環境美化推進員の研修について、アンケートを実施し、効果的な研修方法について検討するとともに、実施方法について見直しを行う。	令和 8 年度以降の実施方法について検討するため、以下の事項について環境美化推進員に対してアンケートを実施した。 ・研修資料の配布方法 紙資料の配布を希望する割合が多かったため、令和 8 年度についても例年どおり紙資料の配布を行う。 ・事例集（各自治会の環境美化活動の取組みをまとめたもの）の掲載内容 資源物の分別及び排出指導に関する活動、不法投棄防止に関する活動の事例を求める意見が多かったため、令和 8 年度に配布する事例集に反映させる。
2	ごみ・資源物分別・排出ルールの周知徹底	ごみの分別・排出ルールを周知するため、分別収集カレンダー、冊子「ご	分別収集カレンダー、冊子「ごみ・資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を印刷後、配布した。

№	個別施策	年度計画	実施内容
		み・資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を配布する。	また、適切な分別排出の周知のため、現行の外国語版（英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語・フィリピノ語）に加えて、新たにインドネシア語版の「ごみ・資源物の正しい出し方」を作成、配布した。
3	地域環境美化活動推進協力金の交付	自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付する。	10 月に各自治会へ協力金案内通知を発送し、自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付した。 【交付実績】 721 自治会　25,656,910 円 （R6：727 自治会　25,559,050 円）
4	ごみ集積所管理物品の配布	ごみの散乱防止や資源物回収用コンテナ設置負担軽減のため、飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネットを配布する。また、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布する。	飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネット、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布した。
5	不法投棄パトロール及び啓発活動の実施	不法投棄パトロールによる実態把握と監視カメラの効率的運用を継続実施する。また、啓発活動実施と LINE 通報システム活用を通して市民協働による不法投棄防止に対する意識醸成を図る。	職員によるパトロール及び監視カメラのメンテナンスを毎週（年末年始を除く。）実施した。 環境月間（6 月）及び不法投棄撲滅強化月間（10～12 月）に合わせ、市庁舎内設備、ラジオ、街頭の大型ビジョン等を活用し啓発活動を実施した。 5 月 30 日及び 12 月 2 日に開催された県下統一不法投棄防止パトロールに参加した。
6	集積所への不当排出パトロールの実施	職員による集積所への不当排出防止パトロールを実施する。	ごみ収集時、不当排出防止パトロール時、協働センター等への雑紙回収時に合わせて実施した。
7	不法投棄防止看板の配布	土地所有者が管理する土地への不法投棄を防止するため、土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布する。	土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布した。

基本方針 2　市民・事業者・市の協働による取組みの推進

（1）人材育成及び環境教育の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	環境教育の実施	小学生に夏休みの課題として「食事の食べきり」・「雑がみ・プラごみ集め」等に取り組んでもらい、小学生のごみ減量に関する理解を促進する。 小学 4 年生を対象に社会科副読本を作成し、ごみの現状や 3R の重要性を学ぶことで持続可能な社会の担い手を育成する。	市内全小学生向けに「食事の食べきり」、「雑がみ・プラごみ集め」、「食ロスチェック」を取組課題としたチャレンジシートを作成・配布した。 【参加者数】15,411 人　（R6：15,291 人） 小学 4 年生を対象とした社会科副読本「ごみとわたしたち」を電子ブック版として作成した。
2	移動環境教室の実施	環境学習指導者を保育園、幼稚園、小・中学校に派遣し、ごみ減量やリサイクル、海洋ごみ問題等をテーマに講座を開催する。	移動環境教室（E スイッチプログラム他）を開催。 【受講者数】12,902 人　（R6：9,723 人）
3	出前講座の実施	職員が講師となり、ごみ処理の現状やごみ減量等をテーマに、学校や市民、団体等に対して出前講座等を実施する。	【実績】 29 回、1,239 人　（R6：37 回、1,641 人） 一般廃棄物対策課：18 回、735 人　（R6：25 回、958 人） 平和清掃事業所：4 回、179 人　（R6：8 回、431 人） 天竜清掃事業所：7 回、325 人　（R6：4 回、252 人）
4	ホームページや SNS を活用した周知啓発	（再掲） GO！みんなで 404 チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS 媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらな	（再掲） ・Instagram 動画広告（7 月 1 日～） 表示回数：60,045 回／視聴回数：37,681 回（視聴率 62.75%） ・Google ディスプレイ広告（7 月 1 日～） 表示回数：2,288,928 回 ・杏林堂店内放送（8 月 1 日～、偶数月） 対象店舗：89 店舗（市内 42 店舗含む）

№	個別施策	年度計画	実施内容
		るごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。	放送回数：138,840 回 ・浜松市環境部公式インスタグラム 投稿数：4 回、フォロワー数：1,754 アカウント （R6：投稿数 23 回、フォロワー数 1735 アカウント）

(2) 市民との協働の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	学生等との協働事業の検討	（再掲） GO！みんなで 404 チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS 媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらなるごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。	（再掲） 市内 6 大学と連携したチラシの配布により、不用品のリユースについて周知啓発を行った。 連携先：静岡大学、浜松医科大学、静岡文化芸術大学、聖隷クリストファー大学、浜松学院大学、常葉大学
2	環境美化推進員の育成・強化	ごみ分別、ごみ減量等に係る地域のリーダーとなる環境美化推進員を育成・強化するため、行政区ごとの説明会の開催や研修を実施する。	5 月から 7 月にかけて環境美化推進員を対象とした会議を行った。 【参加者数】 8 会場 647 人　（R6：8 会場 659 人） 環境美化活動の取り組みをまとめた事例集を作成し、12 月下旬に各自治会へ郵送した。

(3) 事業者との協働の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	食品ロス削減及び脱プラスチック推進事業者登録制度	（再掲） 従前の食品ロス削減協力店及び脱プラスチック推進事業者制度、浜松市 3R 推進優良事業者制度などを統合し、サーキュラーエコノミーに関する取組みを行う企業・団体等を登録し、官民連携の強化を図るプラットフォームを創設する。	（再掲） ・従前の官民連携制度を統合し、「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP)」の創設を行い、登録業者の募集を開始した。令和 8 年 3 月 31 日時点での会員数は 37 事業者（事務所・店舗等の総数：117 か所)。 ・はままつ循環経済パートナーズキックオフ講演会を開催し、101 人の参加が得られた。

基本方針 3　ごみ処理と資源化の体制整備の推進

(1) 安定的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	西部清掃工場の更新	令和 11 年度供用開始を目指し、西部清掃工場の更新工事に着手する。	・西部清掃工場の更新工事に着手するため住民説明会を実施。 開催日：令和 7 年 9 月 28 日（篠原協働センター） 参加人数：地域住民 19 人、市及び工事関係者 6 人
2	ごみ処理広域化に関する情報収集	静岡県からのごみ処理広域化に関する情報を収集し、今後の動向を注視する。	県主催の廃棄物・リサイクル推進連絡会（4 月 28 日、3 月 11 日）に出席し、情報収集した。 （R6：3 回出席）
3	リチウムイオン電池などの処理体制の研究	リチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究する。	収集運搬時やごみ処理施設での発煙・発火を防止するため、令和 8 年度 4 月 1 日からのリチウムイオン電池等の収集品目変更に向けた準備を進めた。 ・説明 11 月 4 日　浜松市自治会連合会環境部会 11 月 18 日　浜松市自治会連合会理事会 ・周知チラシの配布 分別収集カレンダーを利用した全戸配布とホームページ掲載 ・広報はままつ R8.2 月号への掲載
4	安全かつ適正な収集運搬業務の実施	ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬する。	ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬した。
5	（再掲） 資源物回収拠点の整	（再掲） ・地域で古紙・古着等の資源物集団	（再掲） ・資源物集団回収について、回収実績に応じた協力金 21,780,657

№	個別施策	年度計画	実施内容
	備・拡充と拠点情報の発信	回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。	円（R6：25,536,875 円）を交付したほか、前年度回収実績を上回った回収団体に対し加算金 306,900 円（R6：362,332 円）を交付した。
		・清掃事業所、清掃センター、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、木製家具、廃食用油、インクカートリッジ等の回収拠点を設置し、資源物のリサイクル推進を図る。	・清掃事業所、センター、区役所等に古紙、古着等の回収拠点を設置し、資源物回収を実施した。
		・民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などを情報発信する。	・民間事業者による資源物回収拠点の調査を実施し、市庁舎等の資源物回収拠点とともに Google マイマップでの情報提供を実施した。 【回答のあった拠点数】213 か所　※うち 208 か所公開 （R6：173 か所　※うち 166 か所公開）
6	資源化事業者への支援策の調査・研究	他都市の状況を調査・研究し検討する。	他都市や企業の情報を確認するとともに、先行事例について調査研究を行った。

(2) 効率的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	民間活力の導入を含めた効率的なごみ処理体制の検討	西部清掃工場の更新にあたり、民活手法の一つである DBO 手法を導入し、効率的な施設整備及び運営を実施する。	DBO 手法を用い更新事業を実施。また、設計分科会会議（２回／月）、工事全体会議（1 回／月）を行い、新施設の処理能力及び方法、工事工程等を確認した。
2	最終処分場の効率的な利活用の検討	最終処分場の残余年数を把握し、将来的なあり方を研究します。	・令和 7 年 12 月末時点での最終処分場の残余年数を推計した。 ・現在新たな最終処分場の整備を進めている前橋市へ文書及び電話で照会を実施し、新規最終処分場の計画概要、候補地の抽出方法及び選定プロセス、現最終処分場における延命化対策等の調査研究を行った。 ・引佐最終処分場における搬入量及び搬入品目の見直しを検討し、地元議員、地元自治会へ説明した。 ・R8 実施の最終処分場運用適正化事業の内容を検討した。
3	効率的な収集運搬体制の決定	効率的なごみ収集運搬体制となるよう、適宜必要な見直しを行う。	搬入調整区域での調整等により、全体的に効率的な運用は図られていることを確認した。

(3) 災害時の体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容
1	災害時ごみ処理に関する計画等の改定ならびに研修の充実	・廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直しを適宜行う。 ・廃棄物処理部各班の業務に関連した研修を検討・実施する。	・廃棄物処理部応急対応マニュアルを改訂した。（R8 年 3 月） ・廃棄物処理部職員対象の研修を 2 月に行った。 【研修内容】DVD 視聴、参加率 86.5% （R6：DVD 視聴、参加率 87.6%）
2	関係機関・団体との災害対応に関する連携強化	静岡県産業廃棄物協会との意見交換を行うとともに、有事の際に迅速に災害廃棄物処理を行えるように仮置場候補地での実地研修を検討する。	仮置場候補地となる市有地をすべて現地確認し、どのような研修を実施するか検討を行った。

みんなでチェック！

はままつ　ごみレポート

（令和 6 年度実績）

浜松市環境部



ごみ すっぽん
五三 素凡゜

ごみ げんぞう
五三 減蔵

1. ごみ・資源物の排出状況

1.1. 排出量等の推移

項　目			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比（R6－R5）
ごみ　A（D+F）			207,308 t	197,552 t	192,292 t	△5,260 t
資源物　B（E+G）			18,634 t	18,010 t	16,008 t	△2,002 t
ごみ・資源物計 C（A+B）			225,942 t	215,562 t	208,301 t	△7,262 t
内訳	家庭系	ごみ　D	140,448 t	131,760 t	127,891 t	△3,868 t
		資源物　E	12,570 t	12,050 t	11,740 t	△310 t
	事業系	ごみ　F	66,860 t	65,792 t	64,401 t	△1,391 t
		資源物　G	6,064 t	5,960 t	4,269 t	△1,691 t
集団回収　H			6,009 t	5,235 t	4,657 t	△578 t
拠点回収　I			2,144 t	1,934 t	2,505 t	572 t
ごみ・資源物・集団・拠点計　J（C+H+I）			234,095 t	222,731 t	215,463 t	△7,269 t
一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量　K			485 g	456 g	446 g	△10 g
人　口　L			793,615 人	789,822 人	785,210 人	△4,612 人

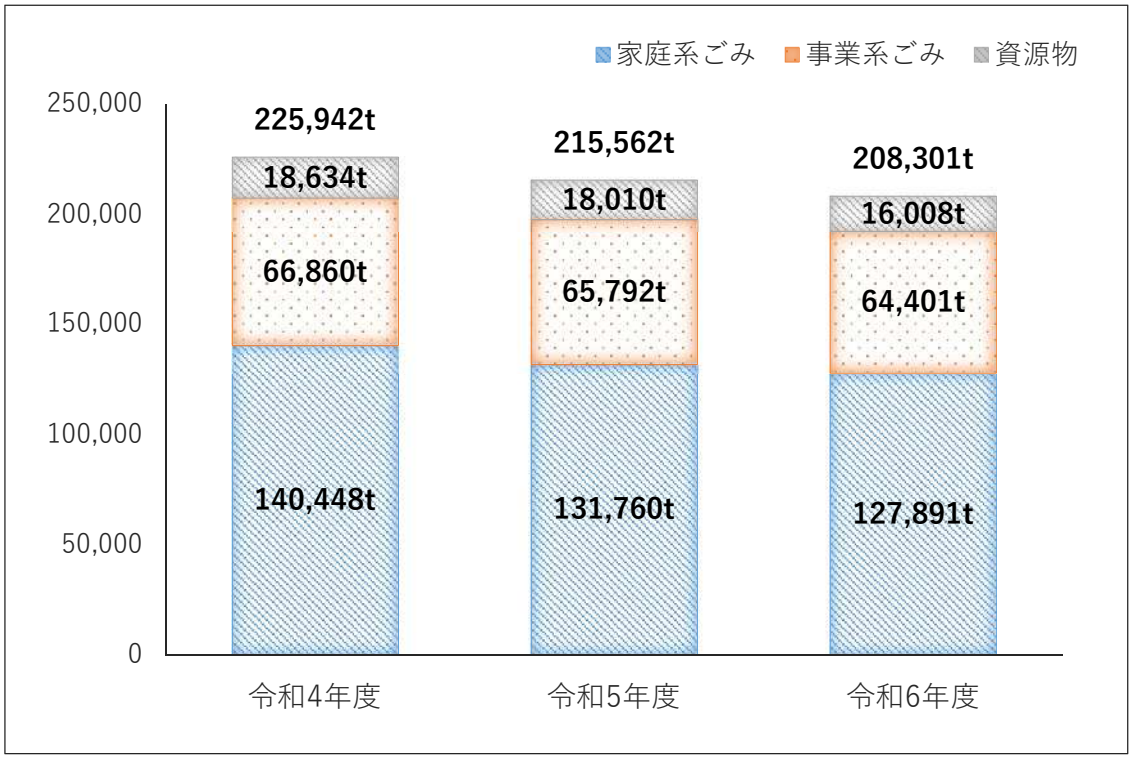
令和 6 年度のごみ・資源物の排出量は、前年度より約 7,000 トン減少しました。そのうち家庭系ごみは約 3,800 トン減少し、一人 1 日あたりの排出量は 446 g となっています。

集団回収量はこの数年、減少しています。一方で、拠点回収量について、令和 6 年度は増加しています。

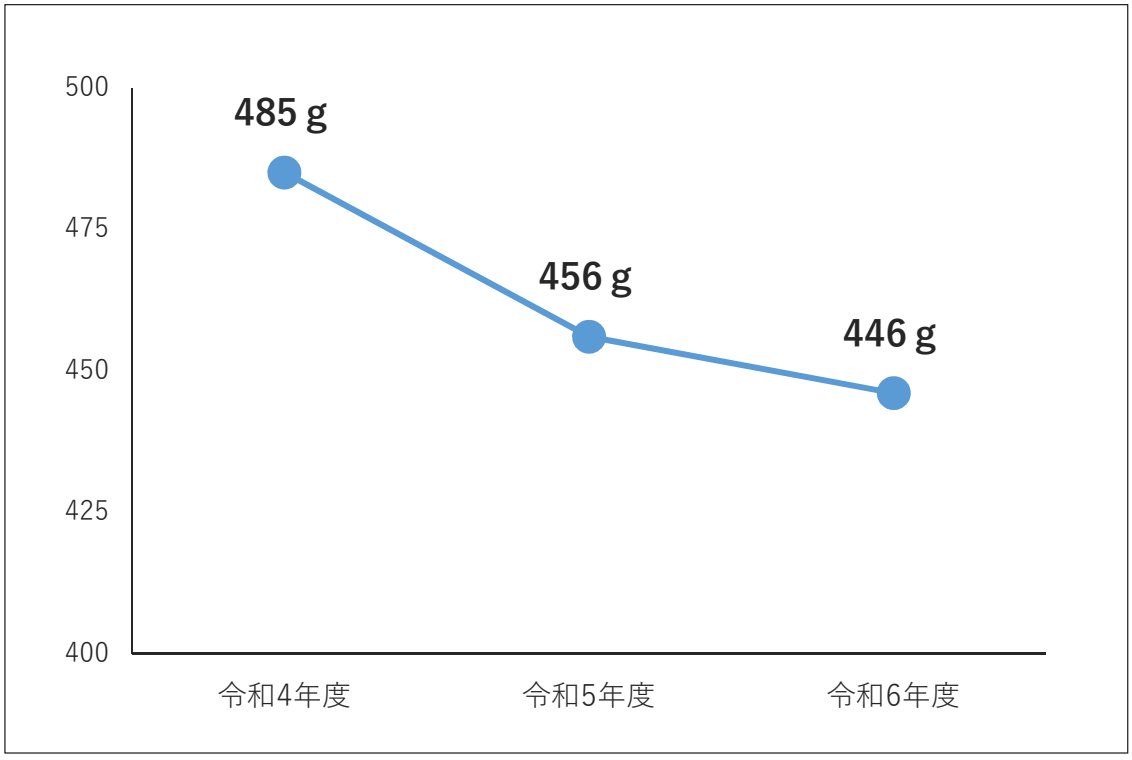
一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量：　K = D × 10^6 ／ L ／ 年間日数

人口：各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口

ごみ・資源物の総排出量の推移



一人１日あたり家庭系ごみ排出量



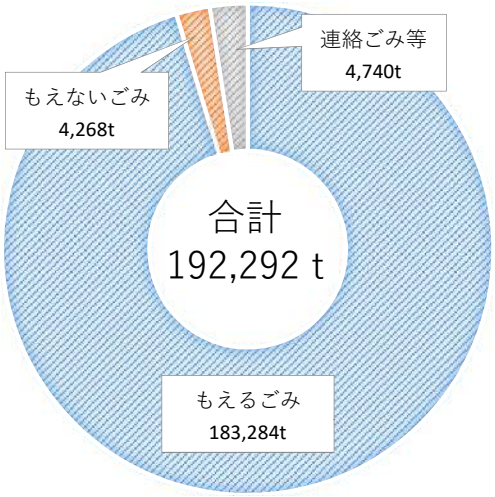
1.2. ごみの排出量

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比（R6－R5）
もえるごみ	197,109 t	187,908 t	183,284 t	△4,624 t
もえないごみ	5,150 t	4,629 t	4,268 t	△361 t
連絡ごみ等	5,049 t	5,016 t	4,740 t	△276 t
合計（P.1 のA）	207,308 t	197,552 t	192,292 t	△5,260 t

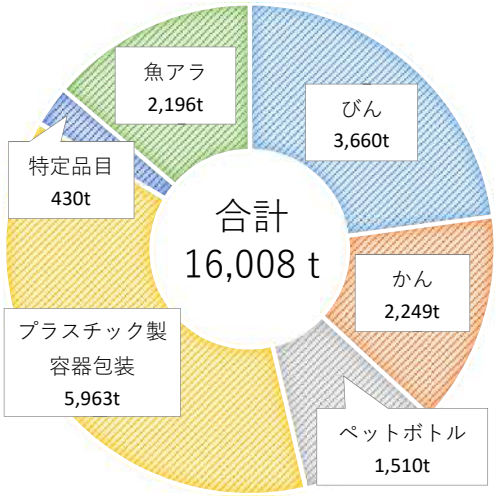
1.3. 資源物の排出量

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比（R6－R5）
びん	3,981 t	3,835 t	3,660 t	△175 t
かん	2,351 t	2,209 t	2,249 t	40 t
ペットボトル	1,668 t	1,734 t	1,510 t	△224 t
プラスチック製容器包装	6,293 t	6,057 t	5,963 t	△94 t
特定品目	431 t	412 t	430 t	18 t
魚アラ	3,910 t	3,763 t	2,196 t	△1,566 t
合計（P.1 のB）	18,634 t	18,010 t	16,008 t	△2,002 t

令和 6 年度ごみの排出量



令和 6 年度資源物の排出量



ごみ・資源の分別

ごみの減量や資源化、適正な処理をするためには、正しく分別することが大切です。市民の皆さまのご協力をお願いします。

もえるごみ	台所ごみ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、プラスチック製品等
もえないごみ	ガラス、陶磁器類、金属類等
プラスチック製容器包装	プラマークがついているもので、汚れていないもの
びん・かん・ペットボトル	びん（無色・茶色・その他の色）、かん、ペットボトル
特定品目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこ
連絡ごみ	堅固な素材を使用したもの、処理に特別な取扱いを要するもの、壊せない木製家具等で 60cm 以上の大きさのもの（有料、申込制、戸別収集）



※表中の値について
項目ごとに四捨五入しているため、合計値や前年度との比較が合わない場合があります。

2. ごみの資源化

2.1. 資源化量の推移

品　　目		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比 (R6－R5)
びん	a	3,970 t	3,879 t	3,654 t	△224 t
かん	b	2,351 t	2,209 t	2,249 t	40 t
ペットボトル	c	1,589 t	1,712 t	1,460 t	△253 t
プラスチック製容器包装	d	5,948 t	5,610 t	4,398 t	△1,212 t
破砕後資源	e	1,684 t	1,467 t	1,391 t	△75 t
溶融後資源	f	13,937 t	11,306 t	14,710 t	3,405 t
特定品目	g	383 t	359 t	260 t	△99 t
その他	h	4,205 t	4,064 t	2,429 t	△1,635 t
集団回収	i	6,009 t	5,235 t	4,657 t	△578 t
拠点回収	j	2,144 t	1,934 t	2,505 t	571 t
民間回収	k	33,396 t	30,443 t	34,385 t	3,942 t
合　　計	l	75,615 t	68,217 t	72,099 t	3,882 t

そのままではごみとして処理されてしまうものを資源化へ誘導するため、市では資源物の回収拠点の設置や、自治会等による集団回収に協力金を交付する等の施策を行っています。また、市内には民間事業者による回収拠点もあり、官民協働で資源物回収を促進しています。

びん・かん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の資源化量

民間の再資源化工場へ搬入し、再生された量を表記しています。そのため、ごみ集積所から回収した量を表記している P.3「1.3 廃棄物の排出量」の値とは異なる場合があります。

公共施設等で回収しているもの

公共施設等に回収ボックスを設置して、資源物を無料で回収しています。

・剪定枝（家庭から出る落ち葉、刈り草、枝）
・使用済み小型家電　　・羽毛ふとん
・使用済みインクカートリッジ
・廃食用油　　・雑がみ　　など

※資源物の種類によって、回収している施設や日時等は異なります。





a　市で回収し、民間の再資源化工場で再生されるびん

b　市で回収し、民間の再資源化工場で再生されるかん

c　市で回収し、民間の再資源化工場で再生されるペットボトル

d　市で回収し、民間の再資源化工場で再生されるプラスチック製容器包装

e　天竜エコテラス破砕セクターで処理したもえないごみ、連絡ごみ等から発生したアルミ、磁性物

f　天竜エコテラス溶融（再資源化）セクターや西部清掃工場で処理したごみから発生した溶融スラグ、ミックスメタル、精製塩等

g　ごみ集積所から回収した特定品目のうち電池類、蛍光灯

h　許可業者が収集した魚アラ、天竜エコテラスから搬出された鉄くず等の破砕不要資源

i　自治会等が回収した古紙類、古布類、アルミ缶、びん

j　公共施設等に設置した回収ボックスに出された剪定枝、廃食用油、インクカートリッジ、小型家電等

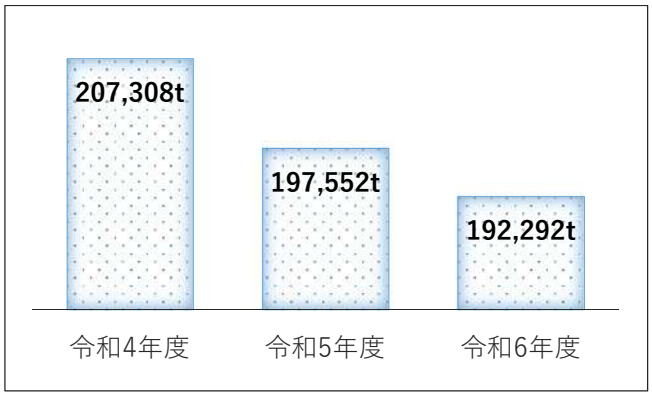
k　民間企業の回収施設やスーパー、ドラッグストア等の店舗で回収した古紙類、古布類等

3. 計画目標値の推移

令和 4 年 4 月に「浜松市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、市民・事業者・市の連携により、資源を有効活用する循環型都市を目指しています。

計画期間：令和 4（2022）年度～令和 10（2028）年度

3.1. ごみ総排出量（もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の総量）



目　標　値

214,378 t
（令和 2 年度実績）

▼▼

193,055 t 以下
（令和 10 年度目標）

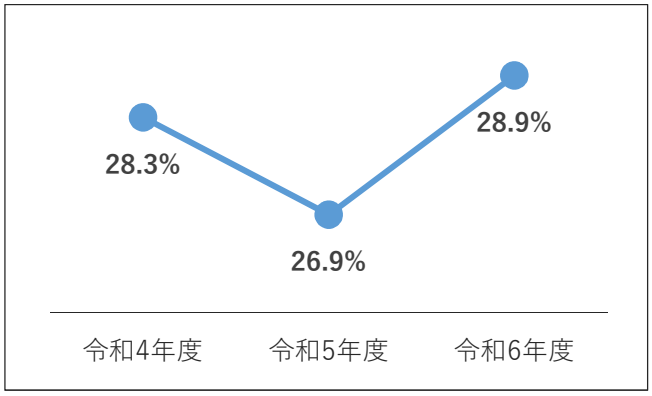
令和 6 年度実績値

192,292 t

補助指標　①一人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量
②事業系ごみ部含まれる搬入不適物の混入率
③家庭系食品ロス量
④事業系食品ロス量

参考指標　⑤ごみの処理に係る二酸化炭素排出量

3.2. 資源化率（民間回収分を含めたリサイクル率）



目　標　値

24.7％
（令和 2 年度実績）

▼▼

30.2％以上
（令和 10 年度目標）

令和 6 年度実績値

28.9％

補助指標　①家庭系ごみに含まれる資源物の割合
②事業系ごみに含まれる資源物の割合

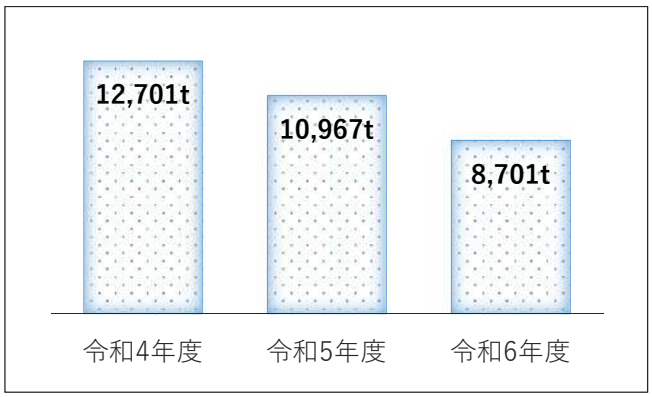
3.2.1. 資源化率とは

収集したごみの中で資源化されたものの割合を『資源化率』として示しています。民間回収した資源物も含めています。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源化量}\quad \text{P.5 の}[\text{I}]}{\text{ごみ・資源物・集団・拠点の排出量}\quad \text{P.1 の}[\text{J}] \quad + \quad \text{民間回収量}\quad \text{P.5 の}[\text{k}]}$$

$$\text{令和 6 年度実績} \quad \frac{72{,}099\ \text{t}}{215{,}463\ \text{t} \quad + \quad 34{,}385\ \text{t}} = 28.9\%$$

3.3. 最終処分量（最終処分場に埋め立てるごみの総量）



目　標　値

13,168 t
（令和 2 年度実績）

▼▼

11,583 t 以下
（令和 10 年度目標）

令和 6 年度実績値

8,701 t

参考指標　　①最終処分場の残余年数

補助指標
　計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とするもの

参考指標
　計画目標値に対し、取組みの結果を表すもの

最終処分場に埋め立てるごみ
　衛生工場から排出される焼却灰、西部清掃工場や天竜清掃工場から排出される溶融飛灰処理物、道路側溝汚泥、破砕不適物等

4. ごみ処理経費

4.1. ごみ処理経費の推移

経費区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比 （R6－R5）
焼　　却	17.4 億円	21.1 億円	41.7 億円	20.6 億円
収　　集	24.0 億円	23.8 億円	26.9 億円	3.1 億円
資源物処理	12.6 億円	13.4 億円	13.6 億円	0.2 億円
埋　　立	4.4 億円	4.6 億円	4.8 億円	0.2 億円
破　　砕	3.0 億円	3.0 億円	1.3 億円	△1.7 億円
そ の 他	0.8 億円	0.8 億円	9.9 億円	9.1 億円
合　　計	62.3 億円	66.8 億円	98.2 億円	31.4 億円

令和 6 年度のごみ処理経費の総額は 98.2 億円で、前年度より 31.4 億円増加しています。部門別経費の内訳は、「焼却」が約 42 億円、「収集」が約 27 億円になり、「焼却」「収集」を合わせると全体の 7 割程度を占めています。

処理経費が増加した主な要因

「焼却」部門

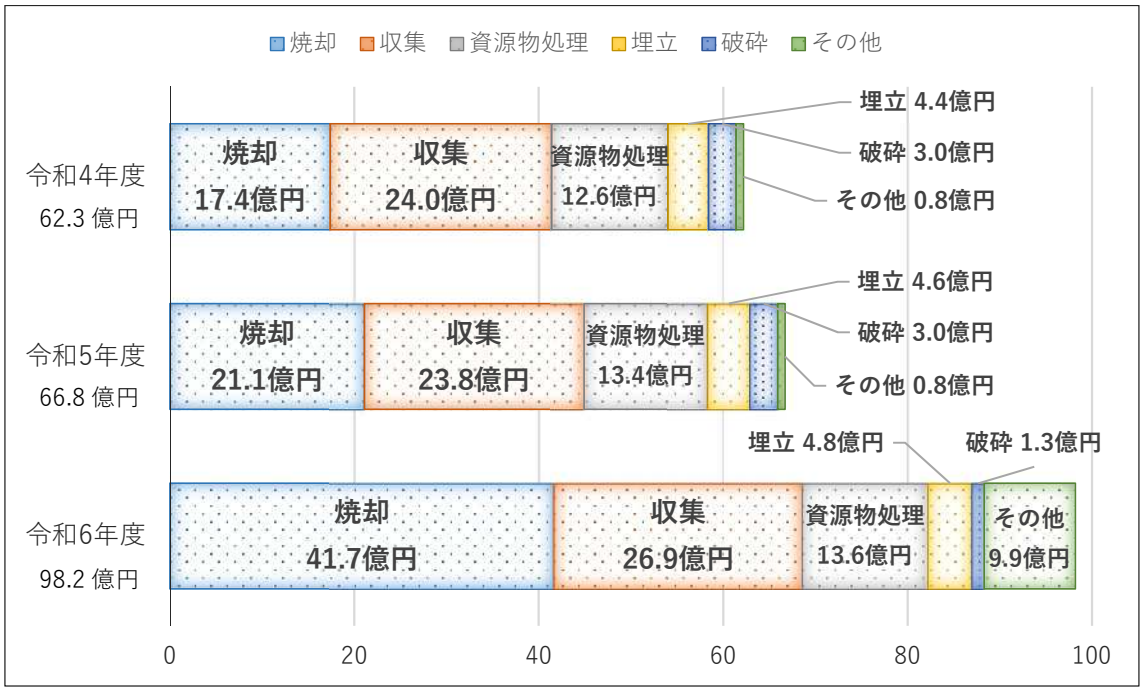
令和 6 年度から天竜清掃工場が稼働し、新たに整備運営費委託料がかかること、減価償却費が発生したことによるものです。また、西部清掃工場は施設の老朽化により、運営・維持管理業務委託料が増加しました。

「その他」部門

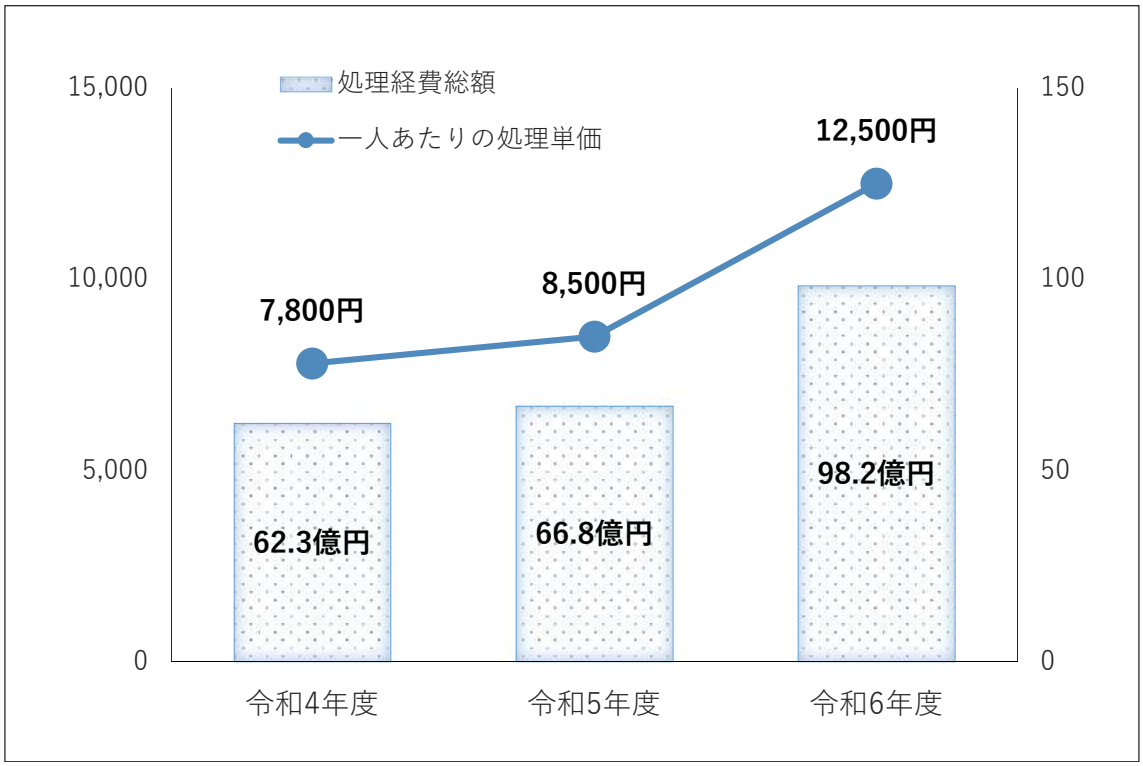
閉鎖施設等を管理するための経費を計上しています。令和 5 年度まで稼働していた南部清掃工場（焼却）や平和破砕処理センター（破砕）の経費が、令和 6 年度から「その他」部門へ移動したため、経費が増加しました。

「収集」部門

令和 6 年度から、家庭系一般廃棄物収集運搬業務が新しい契約に切り替わりました。人件費や燃料費の高騰等の影響で、前回の契約より委託料が増加しました。



4.2. 一人あたりの処理単価の推移



※一人あたりの処理単価　…　処理経費総額を浜松市住基人口で除した値

経費に含まれる要素は、人件費、委託事業者への委託料、物品購入費、建物・設備の減価償却費等です。ごみ処理手数料や売電収入等は控除しています。

浜松市環境部一般廃棄物対策課
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1-10　鴨江分庁舎
TEL：053-453-6229　FAX：050-3737-2282

資料４－２

令和７年度生活排水処理の状況について

環境部廃棄物処理施設課

１　一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）の進捗について

浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）では、公共下水道の接続率向上及び合併処理浄化槽の普及促進のための指標として、最終目標年度（令和 10 年度）における汚水衛生処理率（90.8%）を計画目標に設定している。
令和７年度における進捗状況は次のとおりである。

(1) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、107,279.03kL（R6：107,980.99kL）を、西部及び東部衛生工場にて全量処理を行った。

(2) 汚水衛生処理率※の推移

汚水衛生処理率は前年度の 89.7%より 0.3 ポイント増の 90.0%となり、目標値（令和７年改定）の 89.8%を達成した。引き続き目標達成に向け、くみ取り便槽世帯と単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えをお願いしていく。

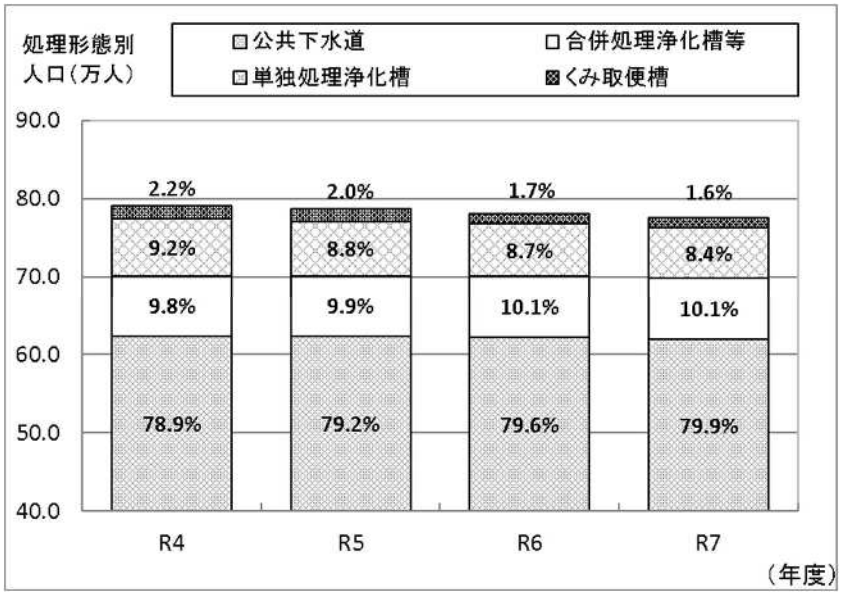
※汚水衛生処理率とは

生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口（農業集落排水人口を含む）を総人口で割った数字。

表１　処理形態別人口の実績

区分	単位	R4	R5	R6	R7
総人口	人	790,580	786,792	781,011	775,457
公共下水道	人	623,462	623,001	621,733	619,565
合併浄化槽	人	77,328	78,209	78,681	78,206
単独浄化槽	人	72,716	69,625	67,601	64,923
くみ取り便槽	人	17,074	15,957	12,996	12,763
汚水衛生処理率	%	88.6	89.1	89.7	90.0
（計画値）	%	89.4	90.3	91.3	89.8

グラフ１　処理形態別人口の比率



2　各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間とし、「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」を実現するため、3 つの基本方針を定めている。その基本方針に基づいて各種施策を実施しているが、令和 7 年度の進捗状況は、下記 14 項目のとおりである。

基本方針１　水環境改善のための目的意識の向上

個別施策		具体的行動	目標	R6 実績	R7 実績	達成率*1
1	市民団体や自治会等との連携	自治会等への出前講座の開催	1 件	0 件	0 件	0%
		小学生等を対象に環境教育	80 件	54 件	58 件	73%
2	広報誌やインターネット等を用いた情報発信	水質調査結果等の情報発信	1 件	1 件	1 件	100%

＊１：R7 の達成率

基本方針２　生活排水による水環境への負荷低減

個別施策		具体的行動	目標	R6 実績	R7 実績	達成率*3
1	公共下水道の整備と接続率の向上	公共下水道事業計画区域の効率的整備の実施	17,414*1 ha	14,255*2 ha	14,288*2 ha	82%
		公共下水道整備区域において職員の戸別訪問実施	500 戸	938 戸	857 戸	171%
2	合併処理浄化槽への設置替えと適正管理	公共下水道事業計画区域外において職員の戸別訪問実施	7,500 戸	6,460 戸	8,429 戸	112%
		浄化槽使用家屋等に適正な維持管理の周知啓発				

＊１：事業計画総面積
＊２：年度末時点の整備完了面積
＊３：R7 の達成率

基本方針３　くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

個別施策		具体的行動	実績
1	し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理	安定的な処理体制の継続	2 箇所の衛生工場で全量処理を実施
		運転管理業務受託者への業務確認、指導等の実施	毎月、月報会議を実施
		下水道処理施設等との連携	年 1 回、意見交換を実施（令和 7 年 5 月）
2	大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続	近隣自治体との緊急時相互受入等の協定等の活用	緊急事態の発生無し
		収集運搬業者と連携し防災訓練を実施	FAX による通信訓練を実施（令和 7 年 9 月）
		適正な処理を継続するための保全計画策定	保全計画に沿って予防保全のための整備を実施
		運転を停止した処理槽等においても維持管理を継続	休止中である 3 施設の維持管理を継続中